伊豆大島火山避難計画 新旧対照表

修正前(令和2年10月) 目次	修正後(令和5年9月) 目次
第5章 噴火警戒レベル5 (山頂噴火・山腹噴火) マ-55 1 噴火警戒レベルと避難対応の目安・・・・・マ-55 2 各機関の活動態勢・・・・・マ-55 3 各機関の対応・・・・・マ-56	第5章 噴火警戒レベル5 (山頂噴火・山腹噴火) マ-55 1 噴火警戒レベルと避難対応の目安・マ-55 2 各機関の活動態勢・マ-55 3 各機関の対応・マ-56 《詳細資料》 マ-67 ・島内避難計画(避難対象地域別避難計画) マ-67 ・島外避難計画(避難港まで) マ-72 ・島外避難計画(避難港から受入港まで) マ-79
修正前(令和2年10月) 3	修正後(令和5年9月) 3

4 用語例

本計画で使用する用語等は、次のとおりとする。

表 地域等の標記

標記	説明
区市町村	東京都に属する全区市町村をいう。
島しょ	東京都の地域のうち、島しょ町村の所在する地域をいう。
島内	伊豆大島内の地域をいう。
島外	伊豆大島以外の地域をいう。

表 機関名等の標記

標記	機関等
町	大島町
都	東京都
支庁	東京都大島支庁(東京都教育庁大島出張所、東京都島しょ保健所大島出張所を含む。)
警察署	大島警察署
消防本部	大島町消防本部
消防団	大島町消防団
火山監視・警報センター	気象庁地震火山部火山黒火山監視・警報センター
火山防災連絡事務所	気象庁地震火山部 <u>火山課</u> 火山監視・警報センター伊豆大島火山 防災連絡事務所
海上保安本部	第三管区海上保安本部
観光協会	一般社団法人伊豆大島観光協会
東海汽船	東海汽船株式会社
東京バス協会	一般社団法人東京バス協会
大島旅客自動車	大島旅客自動車株式会社
NTT東日本	東日本電信電話株式会社
NTT伊豆大島サービス	株式会社NTT東日本-南関東東京事業部東京西支店設備部門
センタ	伊豆大島サービスセンタ
NTT西日本	西日本電信電話株式会社
東京電力大島事務所	東京電力パワーグリッド株式会社東京総支社島嶼業務センター 大島事務所

4 用語例

本計画で使用する用語等は、次のとおりとする。

表 地域等の標記

標記	説明
区市町村	東京都に属する全区市町村をいう。
島しょ	東京都の地域のうち、島しょ町村の所在する地域をいう。
島内	伊豆大島内の地域をいう。
島外	伊豆大島以外の地域をいう。

表機関名等の標記

表機関名等の標記		
標記機関等		
町	大島町	
都	東京都	
支庁	東京都大島支庁(東京都教育庁大島出張所、東京都島しょ保健	
又/1	所大島出張所を含む。)	
警察署	大島警察署	
消防本部	大島町消防本部	
消防団	大島町消防団	
火山監視・警報センター	気象庁地震火山部 <mark>火山監視課</mark> 火山監視・警報センター	
火山防災連絡事務所	気象庁地震火山部 <mark>火山監視課</mark> 火山監視・警報センター伊豆大島	
八山仍灰连桁事伤所	火山防災連絡事務所	
海上保安本部	第三管区海上保安本部	
観光協会	一般社団法人伊豆大島観光協会	
東海汽船	東海汽船株式会社	
東京バス協会	一般社団法人東京バス協会	
大島旅客自動車	大島旅客自動車株式会社	
NTT東日本	東日本電信電話株式会社	
NTT伊豆大島サービス	株式会社NTT東日本-南関東東京事業部東京西支店設備部門	
センタ	伊豆大島サービスセンタ	
NTT西日本	西日本電信電話株式会社	
東方電力十島東茲正	東京電力パワーグリッド株式会社東京総支社島嶼業務センター	
東京電力大島事務所	大島事務所	

修正前(令和2年10月) 本-1 修正後(令和5年9月) 本-1

第1部 伊豆大島の概要

第1章 基本情報

1 自然条件・社会条件

(1) 自然条件

伊豆大島は、東京の南方海上約110kmに位置する東西9km、南北15km、周囲52km、面積90.76 kmの伊豆諸島最大の島であり、伊豆諸島からマリアナ諸島へ連なる火山島のうち最も北に位置する島である。島の中央には三原山(標高758m)がそびえ、南西部と北部から東部にかけては高さ最大350m(東部)に達する海食崖が発達しているが、西部は勾配の緩やかな平地である。

気候は、黒潮の影響を受け、気温の年較差・日較差が小さい温暖多湿な海洋性気候である。年平均気温は約16℃であり、年平均降水量は約2,800mmと多雨である。風向は北東・西・南西が卓越して全体の9割を占め、風速10m/s以上の強風日数は年間の3分の1に達する。台風は、年平均で2~3個が接近する。寒候期の季節風、春と秋の発達した低気圧、夏から秋にかけての台風の影響により、強風・高波となることが多い。

(2) 社会条件

町の人口は<u>7,521</u>人、世帯数は<u>4,560</u>世帯であり、海岸に沿って<u>7</u>つの集落(元町、北の山、岡田、泉津、野増、差木地、波浮港)が形成されている(令和2年3月現在)。

島内を一周する道路は、大島一周道路(都道208号大島循環線および都道207号大島公園線の一部)が 唯一であり、公共交通手段として、大島旅客自動車が路線バスを運行している。

本土との交通には、海路と空路がある。海路は、東京の竹芝桟橋と大型客船および高速ジェット船で、熱海と高速ジェット船で結ばれている。空路は、調布飛行場と飛行機で、利島および三宅島とヘリコプターで結ばれている。

来島者は年間約22万人であり、宿泊施設(ホテル、旅館、ペンション、民宿)は62か所(総収容者数 2,231人)である(平成29年1月1日現在)。

第1部 伊豆大島の概要

第1章 基本情報

1 自然条件・社会条件

(1) 自然条件

伊豆大島は、東京の南方海上約110kmに位置する東西9km、南北15km、周囲52km、面積90.76 kmの伊豆諸島最大の島であり、伊豆諸島からマリアナ諸島へ連なる火山島のうち最も北に位置する島である。島の中央には三原山(標高758m)がそびえ、南西部と北部から東部にかけては高さ最大350m(東部)に達する海食崖が発達しているが、西部は勾配の緩やかな平地である。

気候は、黒潮の影響を受け、気温の年較差・日較差が小さい温暖多湿な海洋性気候である。年平均気温は約16℃であり、年平均降水量は約2,800mmと多雨である。風向は北東・西・南西が卓越して全体の9割を占め、風速10m/s以上の強風日数は年間の3分の1に達する。台風は、年平均で2~3個が接近する。寒候期の季節風、春と秋の発達した低気圧、夏から秋にかけての台風の影響により、強風・高波となることが多い。

(2) 社会条件

町の人口は7,035人、世帯数は4,348世帯であり、海岸に沿って9つの集落(元町、北の山、岡田、泉津、野増、間伏、差木地、クダッチ、波浮港)が形成されている(令和5年8月現在)。

島内を一周する道路は、大島一周道路(都道208号大島循環線および都道207号大島公園線の一部)が 唯一であり、公共交通手段として、大島旅客自動車が路線バスを運行している。

本土との交通には、海路と空路がある。海路は、東京の竹芝桟橋と大型客船および高速ジェット船で、熱海と高速ジェット船で結ばれている。空路は、調布飛行場と飛行機で、利島および三宅島とヘリコプターで結ばれている。

来島者は年間約22万人であり、宿泊施設(ホテル、旅館、ペンション、民宿)は62か所(総収容者数 2,231人)である(平成29年1月1日現在)。

伊豆大島火山避難計画 新旧対照表 修正前(令和2年10月) 本-3 修正後(令和5年9月) 本-3 2 伊豆大島火山の概要 2 伊豆大島火山の概要

図 伊豆大島の色別標高図と標準地図の重ね合わせ(地理院地図より作成)

修正前(令和2年10月) 本-4

3 伊豆大島火山の噴火履歴

伊豆大島火山の形成史、有史以降の火山活動、累積噴出物量、火口分布、火山地質図、災害実績、避難実績を以下に示す。

(1)形成史

伊豆大島火山の活動は、現在のカルデラ地形形成以前の先カルデラ火山の形成と、カルデラ形成・後カルデラ火山の形成の2つに区分できる。

ア 先カルデラ火山

先カルデラ火山の活動は、古期山体の形成と新期山体の形成に細分される。古期山体の形成は、約3~4万年前に海底噴火活動で始まった。この活動は、粗粒な火砕物を主とし、少量の玄武岩溶岩流、降下火砕物を伴う。新期山体の形成は約2万年前から始まり、降下スコリア堆積物、溶岩流からなり、古期山体の上を覆って厚く堆積している。

イ カルデラ形成・後カルデラ火山

現在見られるカルデラは、約1700~1500年前に起こった山頂部での爆発的噴火により最終的な地形が作られた。カルデラ形成・後カルデラ火山では、噴出量が数億トンの大規模噴火が10回起きている。噴出量は、19世紀以降の中・小規模噴火より一桁大きい。

(参考:伊豆大島火山地質図, p3, 川辺(1998))

なお、伊豆大島火山ではカルデラ形成・後カルデラ火山の活動期の火山噴出物において、層ごとに 名称が設けられている。参考として、各層の名称と年代を次表に示す。

表 層名称一覧表

	衣 眉石树 克衣
層名称	噴火年代
S2	3~4世紀
S1	4~5世紀
N4	5~8世紀
N3	838年?
N2	10~11世紀
N1	11~12世紀または1112年?
Y6	12世紀
Y5	1338年?
Y4	1421年
Ү3	1552年
Y2	1684~1690年
Y1	1777~1792年

(参考:新たに得られた伊豆大島火山新<u>規</u>大島層群噴火堆積物の放射性炭素年代, 川辺(2012)、

日本活火山総覧(第4版)伊豆大島, p915-923, 気象庁(2013))

修正後(令和5年9月) 本-4

3 伊豆大島火山の噴火履歴

伊豆大島火山の形成史、有史以降の火山活動、累積噴出物量、火口分布、火山地質図、災害実績、避難実績を以下に示す。

(1)形成史

伊豆大島火山の活動は、現在のカルデラ地形形成以前の先カルデラ火山の形成と、カルデラ形成・後カルデラ火山の形成の2つに区分できる。

ア 先カルデラ火山

先カルデラ火山の活動は、古期山体の形成と新期山体の形成に細分される。古期山体の形成は、約3~4万年前に海底噴火活動で始まった。この活動は、粗粒な火砕物を主とし、少量の玄武岩溶岩流、降下火砕物を伴う。新期山体の形成は約2万年前から始まり、降下スコリア堆積物、溶岩流からなり、古期山体の上を覆って厚く堆積している。

イ カルデラ形成・後カルデラ火山

現在見られるカルデラは、約1700~1500年前に起こった山頂部での爆発的噴火により最終的な地形が作られた。カルデラ形成・後カルデラ火山では、噴出量が数億トンの大規模噴火が10回起きている。噴出量は、19世紀以降の中・小規模噴火より一桁大きい。

(参考:伊豆大島火山地質図, p3, 川辺(1998))

なお、伊豆大島火山ではカルデラ形成・後カルデラ火山の活動期の火山噴出物において、層ごとに 名称が設けられている。参考として、各層の名称と年代を次表に示す。

表 層名称一覧表

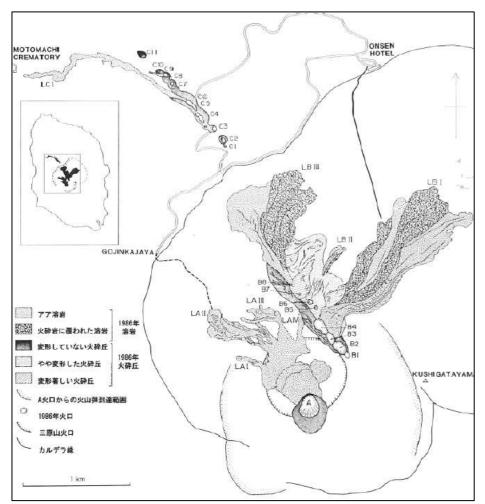
衣 僧名が一見衣	
層名称	噴火年代
S2	3~4世紀
S1	4~5世紀
N4	5~8世紀
N3	838年?
N2	10~11世紀
N1	11~12世紀または1112年?
Y6	12世紀
Y5	1338年?
Y4	1421年
Ү3	1552年
Y2	1684~1690年
Y1	1777~1792年

(参考:新たに得られた伊豆大島火山新<mark>期</mark>大島層群噴火堆積物の放射性炭素年代, 川辺(2012)、

日本活火山総覧(第4版)伊豆大島, p915-923, 気象庁(2013))

3 伊豆大島火山の噴火履歴

(6)災害実績



修正前(令和2年10月) 本-20

図 伊豆大島1986年噴火の噴火口および噴出物分布(阪口ほか, 1998、気象庁, 2013)

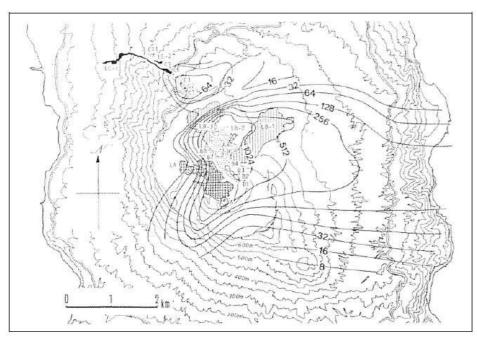


図 伊豆大島1986年噴火に伴うテフラの等層厚線 (mm) と溶岩分布(遠藤ほか, 1988)

3 伊豆大島火山の噴火履歴

(6)災害実績

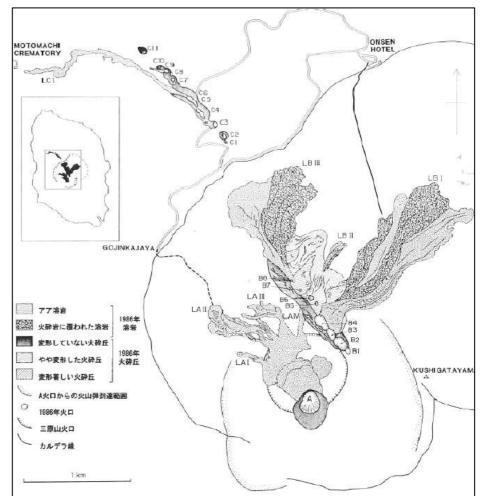


図 伊豆大島1986年噴火の噴火口および噴出物分布(阪口ほか, 1988、気象庁, 2013)

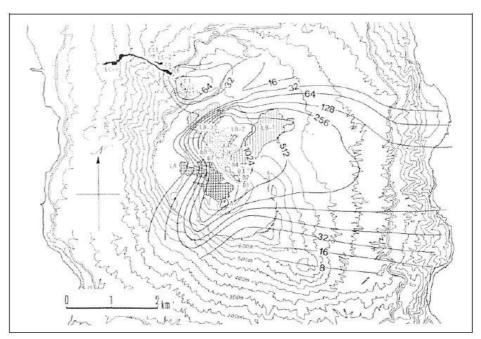


図 伊豆大島1986年噴火に伴うテフラの等層厚線 (mm) と溶岩分布(遠藤ほか, 1988)

4 参考文献

文献名	備考
テフロクロノロジーの手法に基づく1986~1987年伊豆 大島噴火の経緯と噴出物の特徴	遠藤邦彦・千葉達朗・谷口英嗣・隅田まり・ 太刀川茂樹・宮原智哉・宇野リベカ・宮地 直道(1988) 火山,33(特集号), S32 - S51
大島火山の歴史時代における活動記録	一色直記 (1984) 地質調査月報, 35, 477 - 499
大島地域の地質(1/5万地質図幅)	一色直記(1984)
伊豆大島火山地質図	川辺禎久(1998) 火山地質図No. 10, 地質調査総合センター
新たに得られた伊豆大島火山新期大島層群噴火堆積物 の放射性炭素年代	川辺禎久 (2012) 地質調査研究報告,第63巻, 第11/12号,283-289
伊豆大島の噴火シナリオ高度化に向けて	川辺禎久・石塚治(2013) 地質調査総合センター研究資料 No. 573
火山噴火予知連絡会 伊豆部会 伊豆大島の火山活動に関する勉強会 報告書 -伊豆大島噴火シナリオ-(平成20年9月)	気象庁(2008)
日本活火山総覧(第4版)	気象庁(2013)
伊豆大島火山カルデラ形成以降の噴火史	小山真人・早川由紀夫(1996) 地学雑誌, 105, 133 - 162
Volcano-Stratigraphic Study of Ohshima Volcano, Izu(伊豆大島火山の火山層位学的研究)	Nakamura, K (1964) 東京大学地震研究所彙報, 第42冊第 4 号649 - 728
火山とプレートテクトニクス	中村一明 (1989) 東大出版会
平成5年度大島火山噴火災害危険区域予測図作成業務報告書	大島町総務課(1994)
伊豆大島火山1986年噴火と噴出物	阪口圭一・高田 亮・宇都浩三・曽屋龍典 (1988)火山, 33(特集号), S20 - S31
昭和61年伊豆大島噴火災害活動誌	東京都(1988)
伊豆大島における火山噴火の特質等に関する調査・ 研究報告(大島編)(平成2年5月)	東京都防災会議(1990)
伊豆大島火山噴火緊急減災対策砂防計画 <u>(案)</u> (平成 <u>23</u> 年3月)	東京都建設局河川部(2011)
伊豆大島火山: 史料に基づく最近3回の大規模噴火の 推移と防災対応	津久井雅志・段木一行・佐藤正三郎・林幸 一郎(2009) 火山,54(3),93-112
伊豆大島火山,カルデラ形成期の火砕物密度流堆積物: 差木地層S2部層の層序・岩相・年代の再検討	山元孝広(2006) 火山, 51(4), 257 - 271
1:25,000火山土地条件図「伊豆大島」	国土地理院(2006)

修正前(令和2年10月) 本-22

4 参考文献

文献名	備考
	遠藤邦彦・千葉達朗・谷口英嗣・隅田まり・
テフロクロノロジーの手法に基づく1986~1987年伊豆	太刀川茂樹・宮原智哉・宇野リベカ・宮地
大島噴火の経緯と噴出物の特徴	直道(1988)
	火山, 33 (特集号), S32 - S51
大島火山の歴史時代における活動記録	一色直記(1984)
人员人口の歴史時代における伯割記録	地質調査 <mark>所</mark> 月報, 35, 477 - 499
	一色直記(1984)
大島地域の地質	地域地質研究報告(5万分の1 地質図幅),
	地質調査所,133
	川辺禎久(1998)
伊豆大島火山地質図	火山地質図No. 10,
	地質調査総合センター
 新たに得られた伊豆大島火山新期大島層群噴火堆積物	川辺禎久(2012)
がたに待ちれた伊豆八面八口利朔八面層砕質八堆積初 の放射性炭素年代	地質調査研究報告,第63巻,
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	第11/12号,283-289
	川辺禎久・石塚治(2013)
伊豆大島の噴火シナリオ高度化に向けて	地質調査総合センター研究資料
	No. 573
火山噴火予知連絡会 伊豆部会	
伊豆大島の火山活動に関する勉強会 報告書	気象庁(2008)
-伊豆大島噴火シナリオ-(平成20年9月)	
日本活火山総覧(第4版)	気象庁(2013)
 伊豆大島火山カルデラ形成以降の噴火史	小山真人・早川由紀夫(1996)
伊立八面八四 <i>月177 / 万万</i> 成以降97項八文	地学雑誌,105,133 - 162
Volcano-Stratigraphic Study of Ohshima Volcano,	Nakamura, K(1964)
Izu(伊豆大島火山の火山層位学的研究)	東京大学地震研究所彙報,
124(万立八两八四0)八四信匹于时间几	第42冊第 4 号649 - 728
火山とプレートテクトニクス	中村一明(1989)
ДШСУV ГУУГ-УЛ	東大出版会
平成5年度大島火山噴火災害危険区域予測図作成業務	 大島町総務課(1994)
報告書	ノへ四 1-1 NG4万 (A (130年)
 伊豆大島火山1986年噴火と噴出物	阪口圭一・高田 亮・宇都浩三・曽屋龍典
D. 亚八面八田1900中·黄八乙·黄田柳	(1988)火山,33(特集号),S20 - S31
昭和61年伊豆大島噴火災害活動誌	東京都(1988)
伊豆大島における火山噴火の特質等に関する調査・	 東京都防災会議(1990)
研究報告(大島編)(平成2年5月)	次为4h的次本成(1990)
伊豆大島火山噴火緊急減災対策砂防計画	 東京都建設局河川部(2018)
(平成30年3月)	バンソノ は
 伊豆大島火山:史料に基づく最近3回の大規模噴火の	津久井雅志・段木一行・佐藤正三郎・林幸
接移と防災対応	一郎 (2009)
1年7夕 ⊂ ÞJ 火 ス ア ルレト	火山, 54(3), 93-112
伊豆大島火山,カルデラ形成期の火砕物密度流堆積物:	山元孝広(2006)
差木地層S2部層の層序・岩相・年代の再検討	火山, 51(4), 257 - 271
1:25,000火山土地条件図「伊豆大島」	国土地理院(2006)

修正前(令和2年10月) 本-25

第2章 想定される火山活動等

4 火山ハザードマップ

火山ハザードマップとは、各火山災害要因(大きな噴石、溶岩流など)の影響が及ぶおそれのある範囲を地図上に特定し、視覚的に分りやすく描画したものである。また、火山ハザードマップに、防災上必要な情報(避難先等に関する情報、噴火警報等の解説、住民等への情報伝達手段など)を付加したものを火山防災マップという。

伊豆大島火山では、伊豆大島火山防災マップ(下図)が作成されているほか、「溶岩流」および「降灰後土石流」については、「伊豆大島火山噴火危険範囲予測データベース作成委託(東京都建設局河川部, 2012)」において、数値シミュレーションが実施されている。

※下図の電子データは、防災科学技術研究所のHPから取得できる。

(http://vivaweb2.bosai.go.jp/v-hazard/L_read/58izu-oshima/58izu-o_1h01-L.pdf)

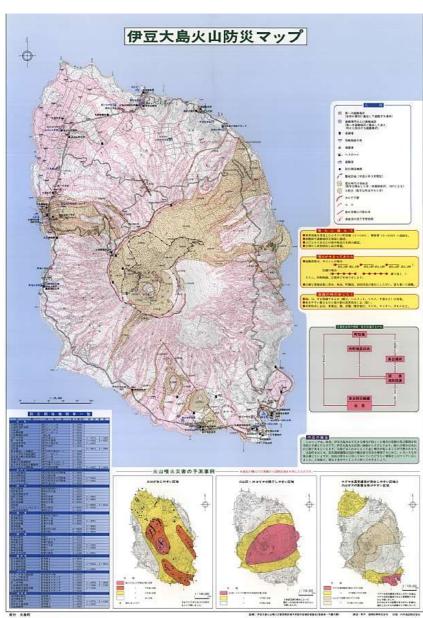


図 伊豆大島火山防災マップ(大島町, 1994)

第2章 想定される火山活動等

4 火山ハザードマップ

火山ハザードマップとは、各火山災害要因(大きな噴石、溶岩流など)の影響が及ぶおそれのある範囲を地図上に特定し、視覚的に分りやすく描画したものである。また、火山ハザードマップに、防災上必要な情報(避難先等に関する情報、噴火警報等の解説、住民等への情報伝達手段など)を付加したものを火山防災マップという。

伊豆大島火山では、伊豆大島火山防災マップ(下図)が作成されているほか、「溶岩流」および「降灰後土石流」については、東京都建設局河川部にてプレアナリシス型リアルタイムハザードマップのシミュレーションが実施されている。

※下図の電子データは、大島町のHPから取得できる。

(https://www.town.oshima.tokyo.jp/soshiki/bousai/bousai-kazan.html)



図 伊豆大島火山防災マップ(大島町, 令和3年6月)

5 噴火警戒レベル

噴火警戒レベルとは、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき 防災対応」を5段階に区分した指標である。

修正前(令和2年10月) 本-26-本-27

噴火警戒レベルが運用されている火山では、火山防災協議会で合意された避難計画等に基づき、気象庁は「警戒が必要な範囲」を明示し、噴火警戒レベルを付して噴火警報・予報を発表し、市町村等の防災機関は入山規制や避難勧告等の防災対応をとる。





(平成29年5月, 気象庁)

5 噴火警戒レベル

噴火警戒レベルとは、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき 防災対応」を5段階に区分した指標である。

噴火警戒レベルが運用されている火山では、火山防災協議会で合意された避難計画等に基づき、気象庁は「警戒が必要な範囲」を明示し、噴火警戒レベルを付して噴火警報・予報を発表し、市町村等の防災機関は入山規制や避難指示等の防災対応をとる。



(令和3年12月, 気象庁)



(令和3年12月, 気象庁)

6 参考文献

L++b #2	/+++v
文献名	備考
大島地域の地質(1/5万地質図幅)	一色直記(1984)
Long-distance magma transport from arc volcanoes	Ishizuka, et.al.(2014)
inferred from the submarine eruptive fissures	
offshore Izu-Oshima volcano, Izu-bonin arc	J. V. G. R, 285, 1 - 17
	川辺禎久(1998)
伊豆大島火山地質図	火山地質図No. 10,
	地質調査総合センター
伊豆大島の噴火警戒レベル	気象庁(2007)
火山噴火予知連絡会 伊豆部会 伊豆大島の火山活動に	
関する勉強会 報告書-伊豆大島噴火シナリオ-(平成20	気象庁(2008)
年9月)	7 N-33, V (=)
日本活火山総覧(第4版)	気象庁(2013)
(共享上自ませます。 デニ 形子 N 吹 の時ます	小山真人・早川由紀夫(1996)
伊豆大島火山カルデラ形成以降の噴火史	地学雑誌,105,133 - 162
伊豆大島火山防災マップ	大島町(1994)
伊豆大島火山噴火緊急減災対策砂防計画(案)(平成23年	
3月)	東京都建設局河川部(2011)
伊豆大島火山噴火危険範囲予測データベース作成委託	+
(平成24年4月)	東京都建設局河川部(2012)
伊豆大島における火山噴火の特質等に関する調査・研究	and a factor of the American and the Ame
報告(大島編)(平成2年5月)	東京都防災会議(1990)
伊豆大島における火山噴火の特質及び火山防災に関す	
る調査研究(平成4年10月)	東京都防災会議(1992)
	津久井雅志・段木一行・佐藤正三郎・林幸
伊豆大島火山: 史料に基づく最近3回の大規模噴火の	一郎 (2009)
推移と防災対応	火山, 54(3), 93 - 112
	/\H, 01(0), 00 112

修正前(令和2年10月) 本-29

6 参考文献

文献名	備考
大島地域の地質(1/5万地質図幅)	一色直記(1984)
Long-distance magma transport from arc volcanoes inferred from the submarine eruptive fissures offshore Izu-Oshima volcano, Izu-bonin arc	Ishizuka, et.al.(2014) J.V.G.R, 285, 1 - 17
伊豆大島火山地質図	川辺禎久 (1998) 火山地質図No. 10, 地質調査総合センター
伊豆大島の噴火警戒レベル	気象庁(2007)
火山噴火予知連絡会 伊豆部会 伊豆大島の火山活動に 関する勉強会 報告書-伊豆大島噴火シナリオ-(平成20 年9月)	気象庁(2008)
日本活火山総覧(第4版)	気象庁(2013)
伊豆大島火山カルデラ形成以降の噴火史	小山真人・早川由紀夫(1996) 地学雑誌, 105, 133 - 162
伊豆大島火山防災マップ	大島町(2021)
伊豆大島火山噴火緊急減災対策砂防計画(平成30年3月)	東京都建設局河川部(2018)
リアルタイムハザードマップデータベース作成委託(大 島支庁管内)	東京都建設局河川部(2023)
伊豆大島における火山噴火の特質等に関する調査・研究 報告(大島編)(平成2年5月)	東京都防災会議(1990)
伊豆大島における火山噴火の特質及び火山防災に関す る調査研究(平成4年10月)	東京都防災会議(1992)
伊豆大島火山: 史料に基づく最近3回の大規模噴火の 推移と防災対応	津久井雅志・段木一行・佐藤正三郎・林幸 一郎 (2009) 火山,54(3),93-112

第2部 平常時からの備え

第3章 防災関係機関等との連携

2 伊豆大島火山防災協議会

伊豆大島火山防災協議会は、活動火山対策特別措置法に基づき、伊豆大島において想定される火山現象の 状況に応じた警戒避難体制を整備するため、都および町が共同で設置している。

修正前(令和2年10月) 本-33

協議会には、協議会の所掌事務について連絡調整、事前協議などを行うため、幹事会を設置している。また、幹事会には、協議会の所掌事務の詳細検討のため、その検討内容に深く関与する機関実務者等による検討部会を設置することができる。

表 伊豆大島火山防災協議会の概要

	会長	都知事	
副会長 町		町長	
		都	副知事、教育長、危機管理監、消防総監、警視総監、関係局長
構成員	委員	町	消防長
		玉	気象庁、東京管区気象台、関東地方整備局、関東地方測量部、海 上保安本部、関東地方環境事務所、陸上自衛隊、海上自衛隊、航 空自衛隊
		火山専門]家
		その他	観光協会、東海汽船、東京バス協会
		次のこと	について協議等を行う。
		○ 警刑	対避難体制の整備に関すること。
所掌事務		〇 避難	維施設の整備等に関すること。
		〇 防災	
		○ <u>避</u> 業	<u>性勧告・指示</u> 、警戒区域の設定などに関する検討および大島町への
		助言は	こ関すること。
		〇 東京	京都防災会議からの意見聴取に関すること。
		〇 大島	島町防災会議からの意見聴取に関すること。
		○ その)他必要と認められること。

第2部 平常時からの備え

第3章 防災関係機関等との連携

2 伊豆大島火山防災協議会

伊豆大島火山防災協議会は、活動火山対策特別措置法に基づき、伊豆大島において想定される火山現象の 状況に応じた警戒避難体制を整備するため、都および町が共同で設置している。

協議会には、協議会の所掌事務について連絡調整、事前協議などを行うため、幹事会を設置している。また、幹事会には、協議会の所掌事務の詳細検討のため、その検討内容に深く関与する機関実務者等による検討部会を設置することができる。

表 伊豆大島火山防災協議会の概要

			表 / 五八四八口的八四晚五~ NG
	会長	都知事	
	副会長	町長	
		都	副知事、教育長、危機管理監、消防総監、警視総監、関係局長
		町	消防長
構成員	委員	玉	気象庁、東京管区気象台、関東地方整備局、関東地方測量部、海 上保安本部、関東地方環境事務所、陸上自衛隊、海上自衛隊、航 空自衛隊
		火山専門]家
		その他	観光協会、東海汽船、東京バス協会
所掌事務		警避防避り東大野野の場合の	について協議等を行う。 送避難体制の整備に関すること。 維施設の整備等に関すること。 送訓練の実施に関すること。 <mark>進指示、警戒区域の設定などに関する検討および大島町への助言に ること。 更都防災会議からの意見聴取に関すること。 場町防災会議からの意見聴取に関すること。 の他必要と認められること。</mark>

第3部 避難計画

第1章 基本方針等

1 基本方針

(1)火山活動の状況に応じた避難

避難は、気象庁が発表する「噴火警戒レベル」に基づき、「噴火ケース(山頂噴火・山腹噴火)」に応じて行う。ただし、次のことに留意する。

修正前(令和2年10月) 本-35

- 火山活動は始まってからの推移を予測するのが難しく、噴火の規模や場所、噴火に伴い発生する現象が多様であり、さらに、これらが変化することがあるため、火山活動の推移に伴う避難行動への影響を考慮する必要がある。
- 山腹噴火の場合は、ごく短時間で居住地域に影響が及ぶことから避難のためのリードタイムが短い ため、迅速な避難が必要である。
- 火山活動の状況によっては、事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま突発的に噴火が発生する場合があることや、必ずしも噴火警戒レベルが段階を追って引き上げられるとは限らないことに注意が必要である。
- 突発的に噴火が発生した場合は、噴石等から身を守るため、退避壕・退避舎や堅牢な建物などの少しでも安全な場所への避難が必要である。

(2) 避難対象者に応じた避難

避難は、住民を「一般住民」と「避難行動要支援者(社会福祉施設入所者および入院患者を含む。)」に区分し、「来島者」を加えた3つの区分に応じて行う。なお、区分ごとの配慮や避難支援、避難時期の方針は、次のとおりとする。

- 一般住民のうち要配慮者については、避難対応や避難生活などにおいて十分配慮する。
- 避難行動要支援者については、町、支庁、警察署、消防団などの避難支援等関係者が連携して避難 支援を行うとともに、避難に時間を要することから一般住民よりも早い段階で避難準備または避難を 行う。
- 来島者については、一般住民よりも早い段階で避難を呼びかける。

《参考》

• 要配 當老

高齢者や障害者など、避難行動や避難生活などにおいて特に配慮を必要とする者

· 避難行動要支援者

要配慮者のうち、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を必要とする者 ※本計画においては、社会福祉施設入所者および入院患者を含む。

(3)島内避難と島外避難

避難対象者の区分ごとの「島内避難」と「島外避難」の方針は、次のとおりとする。

- 一般住民については、避難対象地域が一部の居住地域である場合は「島内避難」、避難対象地域が全ての居住地域に及ぶ場合または島内避難生活が困難な場合等は「島外避難」とする。
- 避難行動要支援者については、火山活動の状況等から必要な場合は「島外避難」とする。
- 来島者については、原則「島外避難」とする。

第3部 避難計画

第1章 基本方針等

1 基本方針

(1)火山活動の状況に応じた避難

避難は、気象庁が発表する「噴火警戒レベル」に基づき、「噴火ケース(山頂噴火・山腹噴火)」に応じて行う。ただし、次のことに留意する。

- 火山活動は始まってからの推移を予測するのが難しく、噴火の規模や場所、噴火に伴い発生する現象が多様であり、さらに、これらが変化することがあるため、火山活動の推移に伴う避難行動への影響を考慮する必要がある。
- 山腹噴火の場合は、ごく短時間で居住地域に影響が及ぶことから避難のためのリードタイムが短い ため、迅速な避難が必要である。
- 火山活動の状況によっては、事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま突発的に噴火が発生する場合があることや、必ずしも噴火警戒レベルが段階を追って引き上げられるとは限らないことに注意が必要である。
- 突発的に噴火が発生した場合は、噴石等から身を守るため、退避壕・退避舎や堅牢な建物などの少しでも安全な場所への避難が必要である。

(2) 避難対象者に応じた避難

避難は、住民を「一般住民」と「避難行動要支援者(社会福祉施設入所者および入院患者を含む。)」に区分し、「来島者」を加えた3つの区分に応じて行う。なお、区分ごとの配慮や避難支援、避難時期の方針は、次のとおりとする。

- 一般住民のうち要配慮者については、避難対応や避難生活などにおいて十分配慮する。
- 避難行動要支援者については、町、支庁、警察署、消防団などの避難支援等関係者が連携して避難 支援を行うとともに、避難に時間を要することから一般住民よりも早い段階で避難準備または避難を 行う。
- 来島者については、一般住民よりも早い段階で避難を呼びかける。

《参考》

• 要配 當 者

高齢者、障害者、難病患者、妊産婦、乳幼児、外国人等、避難行動や避難生活などにおいて特に配慮 を必要とする者

· 避難行動要支援者

要配慮者のうち、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を必要とする者 ※本計画においては、社会福祉施設入所者および入院患者を含む。

(3)島内避難と島外避難

避難対象者の区分ごとの「島内避難」と「島外避難」の方針は、次のとおりとする。

- 一般住民については、避難対象地域が一部の居住地域である場合は「島内避難」、避難対象地域が全ての居住地域に及ぶ場合または島内避難生活が困難な場合等は「島外避難」とする。
- 避難行動要支援者については、火山活動の状況等から必要な場合は「島外避難」とする。
- 来島者については、原則「島外避難」とする。

2 噴火警戒レベルと避難対応の目安

(1) 噴火警戒レベル1

火口付近等の立入規制を行う。(火口付近等規制)

(2) 噴火警戒レベル2

山頂火口から約1㎞までの範囲の立入規制を行う。(火口周辺規制)

(3) 噴火警戒レベル3

以下のような状況に応じた入山規制を行う。

ア カルデラの中だけに重大な影響を及ぼす噴火が発生あるいは可能性 カルデラ内及び山頂火口から約2kmまでの範囲の立入規制を行う。(入山規制)

イ カルデラ(外輪山)の外まで重大な影響を及ぼす噴火が発生あるいは可能性 カルデラ内及びカルデラ縁から外側約1kmまでの範囲の立入規制を行う。(入山規制) 避難行動要支援者の避難準備、来島者への島外避難の呼びかけを行う。

修正前(令和2年10月) 本-36

(4)噴火警戒レベル4

以下のような状況に応じた登山道規制を行う。

ア 山頂噴火または居住地域から遠い場所で発生する山腹噴火

居住地域の境界から山頂火口までの範囲の登山道、林道、遊歩道の全ての道路または一部の道路の立入規制を行う。(登山道規制)

一般住民の避難準備、避難行動要支援者の島内避難または島外避難、来島者への島外避難の呼びかけを行う。

(5) 噴火警戒レベル5

以下のような状況に応じた登山道規制、あるいは立入規制を行う。

ア 山頂噴火または居住地域から遠い場所で発生する山腹噴火

居住地域の境界から山頂火口までの範囲の登山道、林道、遊歩道の全ての道路または一部の道路の立入規制を行う。(登山道規制)

一般住民・避難行動要支援者の島内避難または島外避難、来島者の島外避難を行う。

イ 居住地域に近い場所で発生する山腹噴火

噴火の影響が及ぶ範囲・及ぶおそれのある範囲の立入規制を行う。(立入規制)

一般住民・避難行動要支援者の島内避難または島外避難、来島者の島外避難を行う。

2 噴火警戒レベルと避難対応の目安

(1) 噴火警戒レベル1

火口付近等の立入規制を行う。(火口付近等規制)

(2) 噴火警戒レベル2

山頂火口から約1kmまでの範囲の立入規制を行う。(火口周辺規制)

(3) 噴火警戒レベル3

以下のような状況に応じた入山規制を行う。

ア カルデラの中だけに重大な影響を及ぼす噴火が発生あるいは可能性 カルデラ内及び山頂火口から約2kmまでの範囲の立入規制を行う。(入山規制)

イ カルデラ(外輪山)の外まで重大な影響を及ぼす噴火が発生あるいは可能性 カルデラ内及びカルデラ縁から外側約1kmまでの範囲の立入規制を行う。(入山規制) 避難行動要支援者の避難準備、来島者への島外避難の呼びかけを行う。

(4) 噴火警戒レベル4

警戒が必要な居住地域での避難準備、災害時避難行動要支援者の避難等を行う。

ア 移住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態

居住地域の境界から山頂火口までの範囲の登山道、林道、遊歩道の全ての道路または一部の道路の 立入規制を行う。(登山道規制)

一般住民の避難準備、避難行動要支援者の島内避難または島外避難、来島者への島外避難の呼びかけを行う。

(5) 噴火警戒レベル5

居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生あるいは切迫している状態にある。一般住民・避難行動要支援者の島内避難または島外避難、来島者の島外避難を行う。

ア 山頂噴火または居住地域から遠い場所で発生する山腹噴火

居住地域の境界から山頂火口までの範囲の登山道、林道、遊歩道の全ての道路または一部の道路の立入規制を行う。(登山道規制)

一般住民・避難行動要支援者の島内避難または島外避難、来島者の島外避難を行う。

イ 居住地域に近い場所で発生する山腹噴火

噴火の影響が及ぶ範囲・及ぶおそれのある範囲の立入規制を行う。(立入規制)

一般住民・避難行動要支援者の島内避難または島外避難、来島者の島外避難を行う。

第2章 火山活動が活発化した場合の対応

4 噴火警報・予報の伝達

噴火警報・予報は、次の伝達系統により各関係機関に伝達される。

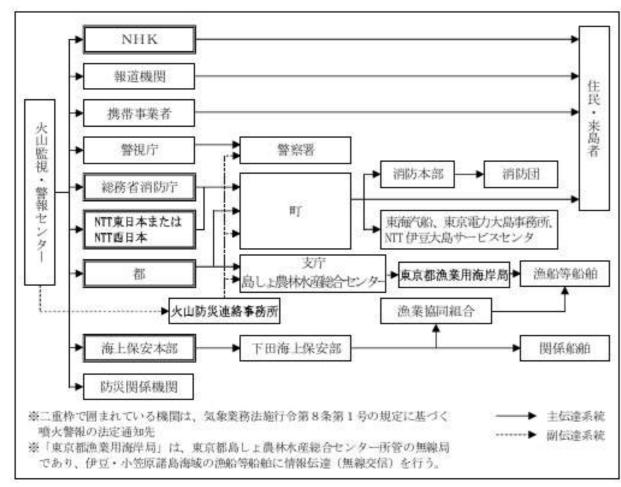


図 噴火警報・予報の伝達系統

第2章 火山活動が活発化した場合の対応

4 噴火警報・予報等の伝達

噴火警報・予報等は、次の伝達系統により各関係機関に伝達される。

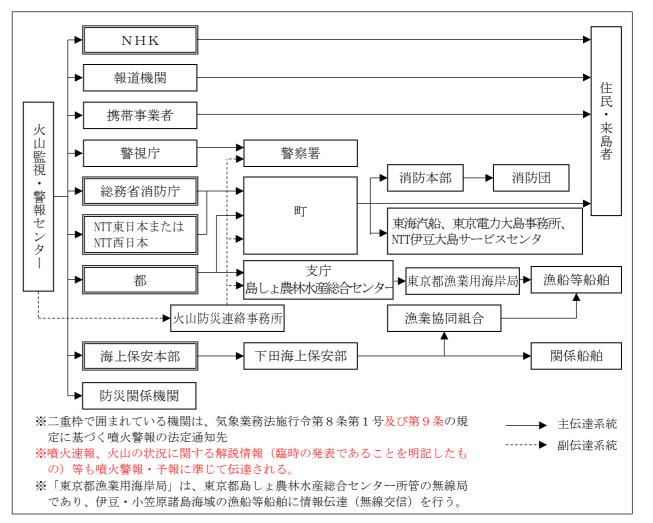


図 噴火警報・予報等の伝達系統

第4章 警戒区域

1 警戒区域の設定・解除

(1)警戒区域の設定

町長は、気象庁発表の噴火警報を入手し、火山現象により災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、住民および来島者の生命または身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、火山専門家の助言を受け、支庁長、警察署長、火山防災連絡事務所長と協議の上、災害対策基本法第63条に基づき、警戒区域を設定する。

修正前(令和2年10月) 本-44

警戒区域の範囲は、次のとおりとする。

- 泉津、岡田、北の山、元町、野増、間伏、差木地、クダッチ、波浮港の全ての地区または一部の地区
- 山頂火口から居住地域の境界までの全ての範囲または一部の範囲
- 第3章1(1)に定めるところによるものの他、特に町長が設定する範囲

(2) 警戒区域の解除

町長は、気象庁発表の噴火警報・予報を入手し、または火山防災連絡事務所もしくは火山専門家からの助言を受け、関係機関との協議の結果、警戒区域の設定の必要がなくなったと判断した場合、警戒区域を解除する。

(3)都への報告等

町長は、警戒区域を設定または解除した場合、直ちに、支庁長を経由し、都知事(総務局)に報告する とともに、警察署長、火山防災連絡事務所長、消防団長に通知する。

(4) 警戒区域への立入制限等

町長は、警戒区域を設定した場合、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、もしくは禁止し、または当該区域からの退去を命ずる。

2 住民等への周知

町は、警戒区域を設定した場合、支庁と連携し、船客待合所、空港、観光施設、警戒区域に通じる道路などに表示板を設置する。

また、防災行政無線、エリアメール、広報車、表示板、町ホームページ、町広報紙などのほか、関係機関を通じた船客待合所、空港、観光施設、宿泊施設などでのチラシの掲示により、住民および来島者に広く周知を図る

なお、警戒区域を解除した場合は、設定した場合と同様に、住民および来島者に広く周知を図る。

第4章 警戒区域

1 警戒区域の設定・解除

(1)警戒区域の設定

町長は、気象庁発表の噴火警報を入手し、火山現象により災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、住民および来島者の生命または身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、火山専門家の助言を受け、支庁長、警察署長、火山防災連絡事務所長と協議の上、災害対策基本法第63条に基づき、警戒区域を設定する。

警戒区域の範囲は、次のとおりとする。

- 泉津、岡田、北の山、元町、野増、間伏、差木地、クダッチ、波浮港の全ての地区または一部の地区
- 山頂火口から居住地域の境界までの全ての範囲または一部の範囲
- 第3章1(1)に定めるところによるものの他、特に町長が設定する範囲

(2) 警戒区域の解除

町長は、気象庁発表の噴火警報・予報を入手し、または火山防災連絡事務所長もしくは火山専門家からの助言を受け、関係機関との協議の結果、警戒区域の設定の必要がなくなったと判断した場合、警戒区域を解除する。

(3)都への報告等

町長は、警戒区域を設定または解除した場合、直ちに、支庁長を経由し、都知事(総務局)に報告する とともに、警察署長、火山防災連絡事務所長、消防団長に通知する。

(4) 警戒区域への立入制限等

町長は、警戒区域を設定した場合、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、もしくは禁止し、または当該区域からの退去を命ずる。

2 住民等への周知

町は、警戒区域を設定した場合、支庁と連携し、船客待合所、空港、観光施設、警戒区域に通じる道路などに表示板を設置する。

また、防災行政無線、エリアメール、広報車、表示板、町ホームページ、町広報紙などのほか、関係機関を通じた船客待合所、空港、観光施設、宿泊施設などでのチラシの掲示により、住民および来島者に広く周知を図る

なお、警戒区域を解除した場合は、設定した場合と同様に、住民および来島者に広く周知を図る。

修正後(令和5年9月) 本-46-本-47

第5章 避難情報

1 避難情報の発令

(1) 避難情報の発令

町長は、気象庁発表の噴火警報を入手し、火山現象により災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、住民および来島者の生命または身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、火山専門家の助言を受け、支庁長、警察署長、火山防災連絡事務所長、関係機関の長と協議の上、避難対象地域の住民等に対し、「避難準備・高齢者等避難開始」または「避難勧告」もしくは「避難指示(緊急)」を発令する。

修正前(令和2年10月) 本-45-本-46

なお、「<u>避難勧告」または「避難指示(緊急)</u>」を発令する場合において、必要があると認めるときは、 立退き先を定めて発令する。

また、避難のための立退きを行うことによりかえって生命または身体に危険が及ぶおそれが<u>ある</u>と認める場合は、屋内での待避等の安全確保措置の指示を発令する。

(2)都への報告

町長は、避難情報を発令した場合、速やかに、支庁長を経由し、都知事(総務局)に報告する。

(3)「避難準備・高齢者等避難開始」の発令基準

「<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>」は、噴火警戒レベル4が発表されるなど、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の可能性がある場合、または住民等の安全確保のため必要と判断した場合に発令する。

なお、噴火警戒レベル3が発表されるなど、カルデラの外まで重大な影響を及ぼす噴火が発生あるいは 可能性がある場合には、「<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>」の発令の有無にかかわらず、社会福祉施設、大島 医療センター、避難行動要支援者、避難支援等関係者に「避難準備」を伝達する。

(4)「避難勧告」・「避難指示(緊急)」の発令基準

「<u>避難勧告」および「避難指示(緊急)</u>」は、噴火警戒レベル5が発表されるなど、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生あるいは切迫している場合、または住民等の安全確保のため必要と判断した場合に発令し、緊急を要するときは「避難指示(緊急)」を発令する。

なお、島外避難は、次の判断要素から総合的に判断する。

表 島外避難の判断要素

区分	判断要素					
	○ 山頂部でのカルデラ形成等に伴う大規模なマグマ水蒸気噴火(火砕流の発					
島内全域にお ける生命・身体	生、居住地域への多量の噴石や火山灰の降下)の可能性					
	○ 沿岸部での大規模なマグマ水蒸気噴火(居住地域への多量の噴石や火山					
	の降下)の可能性					
	○ 山腹における多量の火山灰堆積後の大雨による島内全域での土石流発生					
への危険	の可能性					
	○ 島内全域での震度 5 程度の <u>有感</u> 地震の続発や顕著な山体変形による山体					
	崩壊の可能性					
	○ 大量の火山ガスの放出による重大な健康被害発生の可能性					
	○ 島内の避難所において避難者を収容することが困難					
 島内避難が困	○ ライフライン等の被害により島内避難生活の維持が困難					
	○ 気象や火山活動の状況により船舶の接岸や航行が不可能となる可能性					
難・島外避難への影響	○ 複数の避難港が被災し使用が不可能となる可能性					
	○ 大量の火山灰の堆積や降灰後の大雨による土石流の発生などにより避難					
	港への移送が不可能となる可能性					

第5章 避難情報

1 避難情報の発令

(1) 避難情報の発令

町長は、気象庁発表の噴火警報を入手し、火山現象により災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、住民および来島者の生命または身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、火山専門家の助言を受け、支庁長、警察署長、火山防災連絡事務所長、関係機関の長と協議の上、避難対象地域の住民等に対し、「高齢者等避難」または「避難指示」を発令する。なお、「避難指示」を発令する場合において、必要があると認めるときは、立退き先を定めて発令する。また、避難のための立退きを行うことによりかえって生命または身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認める場合は、緊急安全確保措置の指示を発令する。

(2)都への報告

町長は、避難情報を発令した場合、速やかに、都知事(総務局)に報告する。

(3)「高齢者等避難」の発令基準

「高齢者等避難」は、噴火警戒レベル4が発表されるなど、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の可能性がある場合、または住民等の安全確保のため必要と判断した場合に発令する。

なお、噴火警戒レベル3が発表されるなど、カルデラの外まで重大な影響を及ぼす噴火が発生あるいは 可能性がある場合には、「<mark>高齢者等避難</mark>」の発令の有無にかかわらず、社会福祉施設、大島医療センター、 避難行動要支援者、避難支援等関係者に<mark>避難の準備</mark>を伝達する。

(4)「避難指示」の発令基準

「<mark>避難指示</mark>」は、噴火警戒レベル5が発表されるなど、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生あるいは切迫している場合、または住民等の安全確保のため必要と判断した場合に発令する。 なお、島外避難は、次の判断要素から総合的に判断する。

表 島外避難の判断要素

区分	判断要素
四 刀	146147
	○山頂部でのカルデラ形成等に伴う大規模なマグマ水蒸気噴火(火砕流の発
	生、居住地域への多量の噴石や火山灰の降下)の可能性
	○沿岸部での大規模なマグマ水蒸気噴火(居住地域への多量の噴石や火山
島内全域にお	灰の降下)の可能性
ける生命・身体	○山腹における多量の火山灰堆積後の大雨による島内全域での土石流発生
への危険	の可能性
	○島内全域での震度 5 程度の地震の続発や顕著な山体変形による山体
	崩壊の可能性
	○大量の火山ガスの放出による重大な健康被害発生の可能性
	○島内の避難所において避難者を収容することが困難
1 中で帯ぶ口	○ライフライン等の被害により島内避難生活の維持が困難
島内避難が困	○気象や火山活動の状況により船舶の接岸や航行が不可能となる可能性
難・島外避難へ	○複数の避難港が被災し使用が不可能となる可能性
の影響	○大量の火山灰の堆積や降灰後の大雨による土石流の発生などにより避難
	港への移送が不可能となる可能性

修正前(令和2年10月) 本-48	修正後(令和5年9月) 本-49					
2 避難情報の伝達	2 避難情報の伝達					
(2) 避難情報の伝達内容 遊離の理由、可能性のある現象	(2) 避難情報の伝達内容 避難情報の伝達内容は、次のとおりとする。					

修正後(令和5年9月) 本-50-本-51

第6章 避難対応

2 一般住民の島内避難

(1) 避難方法

ア 基本とする避難方法

各地区の班ごとに指定された一時集合場所に集合し、自主防災組織役員等の引率により指定された避難場所に徒歩で避難した後、指定された避難場所から避難先まで町が確保したバスで移送する。

修正前(令和2年10月) 本-49-本-50

イ 避難場所への直接避難

<u>避難勧告もしくは避難指示(緊急)を発令するいとまがない場合、または</u>火山活動の状況や居住地域の実情により必要な場合は、避難場所への直接避難を行う。

なお、次の場合は、自家用車による直接避難を可とする。ただし、相乗りを原則とするとともに、避難誘導者から避難方向等の指示を受けて避難する。

- 居住地域近くで噴火が開始するなど、事態が切迫し、やむを得ない場合
- 降雨や強風などの気象状況により、徒歩による避難ができない場合
- 居住地域の実情等により、徒歩による避難では、避難場所まで相当の時間を要する場合

ウ 避難経路

避難先までの経路は、大島一周道路を基本とする。

エ 孤立した場合の避難

避難経路が寸断され孤立した場合は、最寄りの港から船舶で避難する、または堅牢な建物に避難し救助を待つ。

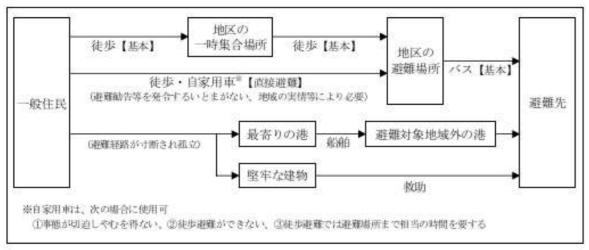


図 島内避難の方法

第6章 避難対応

2 一般住民の島内避難

(1) 避難方法

ア 基本とする避難方法

各地区の班ごとに指定された一時集合場所に集合し、自主防災組織役員等の引率により指定された避難場所に徒歩で避難した後、指定された避難場所から避難先まで町が確保したバスで移送する。

イ 避難場所への直接避難

高齢者等避難もしくは避難指示が発令されなくても、火山活動の状況や居住地域の実情により必要な場合は、避難場所への直接避難を行う。

なお、次の場合は、自家用車による直接避難を可とする。ただし、相乗りを原則とするとともに、避難誘導者から避難方向等の指示を受けて避難する。

- 居住地域近くで噴火が開始するなど、事態が切迫し、やむを得ない場合
- 降雨や強風などの気象状況により、徒歩による避難ができない場合
- 居住地域の実情等により、徒歩による避難では、避難場所まで相当の時間を要する場合

ウ避難経路

避難先までの経路は、大島一周道路を基本とする。

エ 孤立した場合の避難

避難経路が寸断され孤立した場合は、最寄りの港から船舶で避難する、または堅牢な建物に避難し救助を待つ。

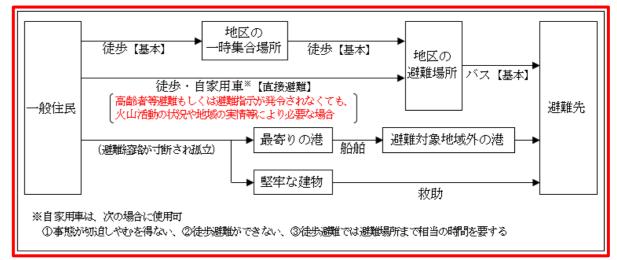


図 島内避難の方法

4 児童・生徒等の避難

(1)避難情報の伝達

町は、児童・生徒等の在校中に<u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)</u>が発令された場合、保育園、小学校、中学校に避難情報を伝達する。

支庁は、生徒の在校中に<u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)</u>が発令された場合、 高等学校に避難情報を伝達する。

(2)避難対応

学校長は、児童・生徒等の在校中に町または支庁から避難情報の連絡があった場合、直ちに授業を中止し、保護者に連絡の上、帰宅の措置をとる。

ただし、事態が切迫している場合には、島内避難の場合は避難先まで、島外避難の場合は避難港までバス等で移送する。

5 避難行動要支援者の避難

(1)避難の基準

避難行動要支援者の避難準備、島内避難、島外避難は、次の場合に行う。

表 避難行動要支援者の避難の基準

	な					
区分	基準					
避難準備	○ 噴火警戒レベル3が発表されるなど、カルデラの外まで重大な影響を及ぼ す噴火が発生あるいは可能性がある場合					
島内避難	○ <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)</u> が発令された 場合					
島外避難	○ <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)</u> が発令され、 火山活動の状況等から島外避難が必要と判断した場合					

(2) 避難支援

避難行動要支援者の避難支援は、町、支庁、警察署、消防団などの避難支援等関係者が連携して行う。

(3)島内避難

避難行動要支援者の島内における避難先は、二次避難所(福祉避難所)とする。

避難先までは、町が関係機関と連携し、適切な手段により移送する。なお、家族等の支援者が移送する場合は、自家用車の利用を可とする。

(4)島外避難

町は、避難行動要支援者の島外避難を判断した場合、支庁を経由し、都(福祉保健局)に島外への移送を要請する。

島外への移送については、都(<u>福祉保健局</u>) と町で協議の上、適切な手段により移送することとし、都(福祉保健局・総務局) が関係機関に移送を要請する。

4 児童・生徒等の避難

(1)避難情報の伝達

町は、児童・生徒等の在校中に<mark>高齢者等避難、避難指示</mark>が発令された場合、保育園、小学校、中学校に 避難情報を伝達する。

支庁は、生徒の在校中に高齢者等避難、避難指示が発令された場合、高等学校に避難情報を伝達する。

(2) 避難対応

学校長は、児童・生徒等の在校中に町または支庁から避難情報の連絡があった場合、直ちに授業を中止し、保護者に連絡の上、帰宅の措置をとる。

ただし、事態が切迫している場合には、島内避難の場合は避難先まで、島外避難の場合は避難港までバス等で移送する。

5 避難行動要支援者の避難

(1)避難の基準

避難行動要支援者の避難準備、島内避難、島外避難は、次の場合に行う。

表 避難行動要支援者の避難の基準

区分	基準
避難準備	○ 噴火警戒レベル3が発表されるなど、カルデラの外まで重大な影響を及ぼ す噴火が発生あるいは可能性がある場合
島内避難	○ <mark>高齢者等避難、避難指示</mark> が発令された場合
島外避難	○ <mark>高齢者等避難、避難指示</mark> が発令され、火山活動の状況等から島外避難が必要と判断した場合

(2)避難支援

避難行動要支援者の避難支援は、町、支庁、警察署、消防団などの避難支援等関係者が連携して行う。

(3)島内避難

避難行動要支援者の島内における避難先は、二次避難所(福祉避難所)とする。

避難先までは、町が関係機関と連携し、適切な手段により移送する。なお、家族等の支援者が移送する 場合は、自家用車の利用を可とする。

(4) 島外避難

町は、避難行動要支援者の島外避難を判断した場合、支庁を経由し、都(福祉局)に島外への移送を要請する。

島外への移送については、都(<mark>福祉局</mark>)と町で協議の上、適切な手段により移送することとし、都(<mark>福祉局・</mark>総務局)が関係機関に移送を要請する。

修正前(令和2年10月) 本-56

8 避難に際し住民のとるべき対応

避難に際し住民のとるべき対応は、次のとおりである。

- 事前に、避難が必要となる状況、一時集合場所・避難場所・避難所などを防災マップ等で把握しておくこと。
- 事前に、避難の際の携帯ラジオ等の非常用持ち出し品を準備しておき、避難の際は、混乱を避けるため制限を守ること。常備薬等の医薬品は、避難が長期にわたる可能性も含め、十分な量を携帯すること。
- 避難の前には、必ず火気器具は消火を確認し、ガスはボンベのバルブを閉め、電気はブレーカーを切るなど出火を防止すること。
- 避難の際は、頭巾・ヘルメット、動きやすい靴、防塵眼鏡、マスクを着用すること。
- 避難の際は、避難誘導者(町職員、警察官、消防団員)および自主防災組織役員等の引率者の指示に 従うこと。
- 避難の際は、近隣への声かけ、町、支庁、警察署、消防団などの避難支援等関係者と連携した避難行動要支援者の避難支援など、互いに協力して全員が安全に避難できるようにすること。
- 島外へ自主避難をする場合は、町役場および自主防災組織役員等に連絡先等を報告すること。また、 空港や港に自家用車を放置しないこと。
- ペットと同行避難する場合は、第7章3に定める留意事項を守ること。
- 行動は冷静に行い、不確実な情報に惑わされないよう注意すること。

8 避難に際し住民のとるべき対応

避難に際し住民のとるべき対応は、次のとおりである。

○ 事前に、避難が必要となる状況、一時集合場所・避難場所・避難所などを防災マップ等で把握しておくこと。

修正後(令和5年9月) 本-57

- 事前に、避難の際の携帯ラジオ等の非常用持ち出し品を準備しておき、避難の際は、混乱を避けるため制限を守ること。常備薬等の医薬品は、避難が長期にわたる可能性も含め、十分な量を携帯すること。
- 避難の前には、必ず火気器具は消火を確認し、ガスはボンベのバルブを閉め、電気はブレーカーを切るなど出火を防止すること。
- 避難の際は、頭巾・ヘルメット、動きやすい靴、防塵眼鏡、マスクを着用すること。
- 避難の際は、避難誘導者(町職員、警察官、消防団員)および自主防災組織役員等の引率者の指示に 従うこと。
- 避難の際は、近隣への声かけ、町、支庁、警察署、消防団などの避難支援等関係者と連携した避難行動要支援者の避難支援など、互いに協力して全員が安全に避難できるようにすること。
- 島外へ自主避難をする場合は、町役場および自主防災組織役員等に連絡先等を報告すること。また、 空港や港に自家用車を放置しないこと。
- 動物と同行避難する場合は、第7章3に定める留意事項を守ること。
- 行動は冷静に行い、不確実な情報に惑わされないよう注意すること。

修正前(令和2年10月) 本-57

修正後(令和5年9月) 本-58

第7章 避難に伴う対応措置

3 ペットの同行避難

ペットは、同行避難を可とする。

なお、ペットの所有者に対する同行避難についての留意事項は、次のとおりとする。

- 避難の際は、リード・首輪を装着し、ケージやキャリーバックに収容すること。
- ペット用の餌、水、食器、トイレ用品などのペット用品を携行すること。
- 避難所では、指定された飼養スペースにおいて、自己責任で飼養すること。
- 避難所の管理者、現地動物救護本部などの指示に従い、適正な飼養に努めること。

第7章 避難に伴う対応措置

3 動物の同行避難

動物は、同行避難を可とする。

なお、動物の所有者に対する同行避難についての留意事項は、次のとおりとする。

- 避難の際は、リード・首輪を装着し、ケージやキャリーバックに収容すること。
- 動物用の餌、水、食器、トイレ用品などの動物用品を携行すること。
- 避難所では、指定された飼養スペースにおいて、自己責任で飼養すること。
- 避難所の管理者、現地動物救護本部などの指示に従い、適正な飼養に努めること。

第8章 避難生活

1 島内での避難生活

(3) 救援体制

ア 食料・生活必需品等の供給

(ア)食料の供給

町は、炊き出し等の体制が整うまでの間、備蓄または調達する食料を支給し、体制が整った後は、町の給食施設を使用した炊き出しや加工食品の調達を実施する。

修正前(令和2年10月) 本-59

なお、必要に応じて、<u>支庁を経由し、</u>都(<u>福祉保健局</u>)に食料の調達を要請するとともに、都(総務局)に自衛隊による炊飯等の要請を求める。

(イ) 生活必需品等の供給

町は、備蓄または調達する生活必需品等を支給する。なお、必要に応じて、<u>支庁を経由し、</u>都(<u>福</u> 祉保健局)に生活必需品等の調達を要請する。

(ウ) 食料・生活必需品等の輸送拠点

調達した食料および生活必需品等の輸送拠点は、町役場、岡田港、元町港、波浮港、大島空港、その他の公共施設等とする。

イ 健康管理

町は、在宅の難病患者および体調不良を訴える避難者の対応を、大島医療センターまたは避難所に設置する医療救護所において行う。また、巡回健康相談等を行うため、保健師・管理栄養士その他必要な職種からなる保健活動班を編成し、避難所等に派遣する。

都(福祉保健局)は、町における保健活動班の活動が円滑に行われるよう支援する。また、こころのケアについて、必要に応じて、<u>巡回精神相談チーム</u>の避難所等への派遣、電話相談窓口や外来相談窓口の設置を行う。

(4)要配盧者対策

町は、自宅や避難所で生活している要配慮者(高齢者、障害者など)に対し、状況に応じて二次避難所(福祉避難所)を開設する。また、二次避難所(福祉避難所)を開設した場合は、開設日時、場所、避難者数、開設予定期間、避難所周辺の状況などを、所定の様式により、速やかに、都(福祉保健局)、警察署、消防団などの関係機関に連絡する。

町は、島内での避難生活が困難であり、島外の施設または医療機関等への移送が必要と判断した場合、支庁を経由し、都(福祉保健局)に島外への移送を要請する。

移送については、都(福祉保健局)と町で協議の上、適切な手段により移送することとし、都(福祉保健局・総務局)が関係機関に移送を要請する。

(5)ペット対策

都(福祉保健局)や東京都獣医師会等関係団体が協働して設置する「動物救援本部」が中心となり、 被災動物の保護等を行う。

町は、避難所敷地内または近傍に飼養場所を確保するとともに、都(福祉保健局)と協力し、<u>ペット</u>の所有者に適正飼養を指導する。

都(福祉保健局)は、「動物保護班」および「動物医療班」を編成し、被災住民等への動物救護に関する情報の提供、被災動物の保護・搬送、町からの応援要請に基づく避難所での獣医療に携わる。また、町と協力し、ペットの所有者に適正飼養を指導する。

修正前(令和2年10月) 本-60

2 島外での避難生活

避難所の開設・運営、要配慮者対策、<u>ペット</u>対策、応急住宅対策、応急教育などの避難生活の支援は、都地域防災計画等に基づき、都、町、関係機関が連携して実施する。

第8章 避難生活

1 島内での避難生活

(3) 救援体制

ア 食料・生活必需品等の供給

(ア) 食料の供給

町は、炊き出し等の体制が整うまでの間、備蓄または調達する食料を支給し、体制が整った後は、 町の給食施設を使用した炊き出しや加工食品の調達を実施する。

なお、必要に応じて、都(<mark>福祉局</mark>)に食料の調達を要請するとともに、都(総務局)に自衛隊による炊飯等の要請を求める。

(イ) 生活必需品等の供給

町は、備蓄または調達する生活必需品等を支給する。なお、必要に応じて、都(<mark>福祉局</mark>)に生活必 需品等の調達を要請する。

(ウ) 食料・生活必需品等の輸送拠点

調達した食料および生活必需品等の輸送拠点は、町役場、岡田港、元町港、波浮港、大島空港、その他の公共施設等とする。

イ 健康管理

町は、在宅の難病患者および体調不良を訴える避難者の対応を、大島医療センターまたは避難所に設置する医療救護所において行う。また、巡回健康相談等を行うため、保健師・管理栄養士その他必要な職種からなる保健活動班を編成し、避難所等に派遣する。

都(福祉局・保健医療局)は、町における保健活動班の活動が円滑に行われるよう支援する。また、こころのケアについて、必要に応じて、災害派遣精神医療チーム(東京DPAT)の避難所等への派遣、電話相談窓口や外来相談窓口の設置を行う。

(4)要配盧者対策

町は、自宅や避難所で生活している要配慮者(高齢者、障害者、<mark>難病患者、妊産婦、乳幼児、外国人</mark>など)に対し、状況に応じて二次避難所(福祉避難所)を開設する。また、二次避難所(福祉避難所)を開設した場合は、開設日時、場所、避難者数、開設予定期間、避難所周辺の状況などを、所定の様式により、速やかに、都(<mark>福祉局</mark>)、警察署、消防団などの関係機関に連絡する。

町は、島内での避難生活が困難であり、島外の施設または医療機関等への移送が必要と判断した場合、支庁を経由し、都(福祉局)に島外への移送を要請する。

移送については、都(<mark>福祉局</mark>)と町で協議の上、適切な手段により移送することとし、都(<mark>福祉局・</mark>総務局)が関係機関に移送を要請する。

(5)動物対策

都(<mark>保健医療局)や</mark>東京都獣医師会等関係団体が協働して設置する「動物救援本部」が中心となり、 被災動物の保護等を行う。

町は、避難所敷地内または近傍に飼養場所を確保するとともに、都(<mark>保健医療局</mark>)と協力し、動物の 所有者に適正飼養を指導する。

都(保健医療局)は、「動物保護班」および「動物医療班」を編成し、被災住民等への動物救護に関する情報の提供、被災動物の保護・搬送、町からの応援要請に基づく避難所での獣医療に携わる。また、町と協力し、動物の所有者に適正飼養を指導する。

修正後(令和5年9月) 本-61

2 島外での避難生活

避難所の開設・運営、要配慮者対策、動物対策、応急住宅対策、応急教育などの避難生活の支援は、都地域防災計画等に基づき、都、町、関係機関が連携して実施する。

修正前(令和2年10月) マ-1 修正後(令和5年9月) マ-1

【マニュアル編】

第1部 全体 共通事項

第1章 マニュアル編の構成

マニュアル編は、全体事項や各噴火警戒レベルに共通する事項をまとめた第1部、噴火警戒レベルおよび噴火ケースごとに各機関の対応をまとめた第2部により構成される。

表マニ	ュアル編の構成
 第1部 全体・共通事項 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	<②カルデラの外まで重大な影響>・・・・・・マー33
第1章 マニュアル編の構成 マー1	1 噴火警戒レベルと避難対応の目安
第2章 噴火警戒レベルと避難対応の目安・・・・・マー2	2 各機関の活動態勢
第3章 防災関係機関の体制・・・・・・・マー4	3 各機関の対応
1 防災関係機関の活動態勢	(1) 立入規制
2 情報連絡体制	(2) 避難対応
3 共同検討体制	アー入山者(避難)
第4章 防災関係機関の対応・・・・・・・・マー6	イ 避難行動要支援者 (避難準備)
1 噴火警報・予報の伝達	ウ 来島者(島外避難)
2 立入規制の実施	第4章 噴火警戒レベル4・・・・・・マ-45
3 避難情報の発令	1 噴火警戒レベルと避難対応の目安
4 自衛隊への災害派遣要請	2 各機関の活動態勢
	3 各機関の対応
第2部 噴火警戒レベル別マニュアル・・・・・マー11	(1) 立入規制
第1章 噴火警戒レベル1 マー11	(2) 避難対応
1 噴火警戒レベルと避難対応の目安	アー般住民(避難準備)
2 各機関の活動態勢	イ 避難行動要支援者(島内避難/
3 各機関の対応	島外避難)
(1)立入規制	ウ 来島者(島外避難)
(2)避難対応	第5章 噴火警戒レベル5~~55
アー入山者(避難)	1 噴火警戒レベルと避難対応の目安
第2章 噴火警戒レベル2 マ-18	2 各機関の活動態勢
1 噴火警戒レベルと避難対応の目安	3 各機関の対応
2 各機関の活動態勢	(1) 立入規制
3 各機関の対応	(2)避難対応
(1) 立入規制	アー般住民(島内避難/島外避難)
(2)避難対応	イ 避難行動要支援者(島内避難/
ア 入山者(避難)	島外避難)
第3章 噴火警戒レベル3マー26	ウ 来島者(島外避難)
<①カルデラの中だけに重大な影響>・・・・・・マー26	≪詳細資料≫
1 噴火警戒レベルと避難対応の目安	• 島内避難計画(避難対象地域別
2 各機関の活動態勢	避難計画)
3 各機関の対応	・島外避難計画(避難港まで)
(1) 立入規制	第6章 島外関係機関の対応(島外避難)・・・・マー83
(2) 避難対応	1 避難行動要支援者(噴火警戒レベル
アー入山者(避難)	4 · 5)
	2 一般住民(噴火警戒レベル5)

第1部 全体・共通事項

【マニュアル編】

第1章 マニュアル編の構成

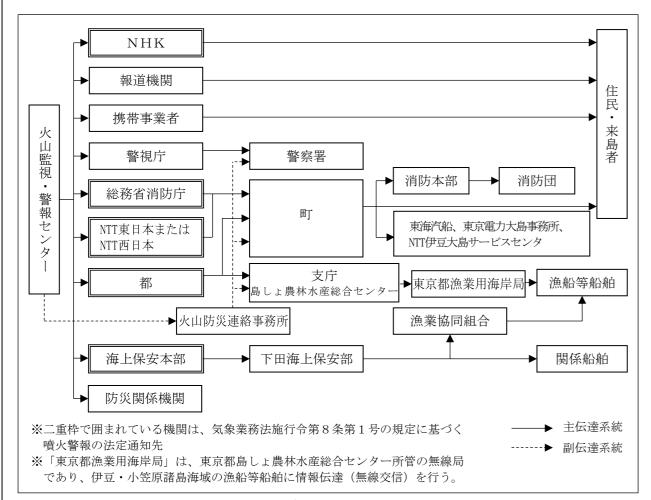
マニュアル編は、全体事項や各噴火警戒レベルに共通する事項をまとめた第1部、噴火警戒レベルおよび噴火ケースごとに各機関の対応をまとめた第2部により構成される。

表マニ	ュアル編の構成
表 マニ 第1部 全体・共通事項 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	<②カルデラの外まで重大な影響>・・・・・・マ-33 1 噴火警戒レベルと避難対応の目安 2 各機関の活動態勢
第2部 噴火警戒レベル別マニュアル・・・・マー11 第1章 噴火警戒レベル1・・・・・マー11 1 噴火警戒レベルと避難対応の目安 2 各機関の活動態勢 3 各機関の対応 (1)立入規制	 3 各機関の対応 (1)立入規制 (2)避難対応 アー般住民(避難準備) イ避難行動要支援者(島内避難/ 島外避難) ウ来島者(島外避難)
(2) 避難対応 ア 入山者(避難) 第2章 噴火警戒レベル2・・・・・マー18 1 噴火警戒レベルと避難対応の目安 2 各機関の活動態勢 3 各機関の対応 (1)立入規制 (2)避難対応 ア 入山者(避難) 第3章 噴火警戒レベル3・・・・マー26	第5章 噴火警戒レベル5・・・・・・・・・マ-55 1 噴火警戒レベルと避難対応の目安 2 各機関の活動態勢 3 各機関の対応 (1)立入規制 (2)避難対応 ア 一般住民(島内避難/島外避難) イ 避難行動要支援者(島内避難/ 島外避難) ウ 来島者(島外避難)
第3章 噴火警戒レベル3・・・・・マー26<①カルデラの中だけに重大な影響>・・・・マー261 噴火警戒レベルと避難対応の目安2 各機関の活動態勢3 各機関の対応(1)立入規制(2)避難対応ア 入山者(避難)	り 来島省(島外遅難) 《詳細資料》・・・・マ-67 ・島内避難計画(避難対象地域別避難計画) ・島外避難計画(避難港まで) 第6章 島外関係機関の対応(島外避難)・・・マ-83 1 避難行動要支援者(噴火警戒レベル 4・5) 2 一般住民(噴火警戒レベル5)

第4章 防災関係機関の対応

1 噴火警報・予報の伝達

噴火警報・予報は、次の伝達系統により各関係機関に伝達される。



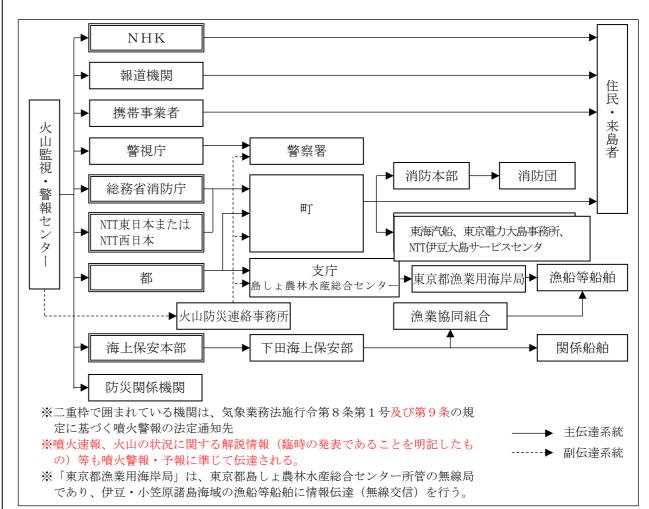
修正前(令和2年10月) マ-6

図 噴火警報・予報の伝達系統

第4章 防災関係機関の対応

1 噴火警報・予報等の伝達

噴火警報・予報等は、次の伝達系統により各関係機関に伝達される。



修正後(令和5年9月) マー6

図 噴火警報・予報等の伝達系統

第4章 防災関係機関の対応

3 避難情報の発令

(1) 避難情報の発令

町長は、気象庁発表の噴火警報を入手し、火山現象により災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、住民および来島者の生命または身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、火山専門家の助言を受け、支庁長、警察署長、火山防災連絡事務所長、関係機関の長と協議の上、避難対象地域の住民等に対し、「避難準備・高齢者等避難開始」または「避難勧告」もしくは「避難指示(緊急)」を発令する。

修正前(令和2年10月) マ-7

なお、「<u>避難勧告」または「避難指示(緊急)</u>」を発令する場合において、必要があると認めるときは、 立退き先を定めて発令する。

また、避難のための立退きを行うことによりかえって生命または身体に危険が及ぶおそれが<u>ある</u>と認める場合は、屋内での待避等の安全確保措置の指示を発令する。

(2)都への報告

町長は、避難情報を発令した場合、速やかに、支庁長を経由し、都知事(総務局)に報告する。

(3)「避難準備・高齢者等避難開始」の発令基準

「<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>」は、噴火警戒レベル4が発表されるなど、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の可能性がある場合、または住民等の安全確保のため必要と判断した場合に発令する。

なお、噴火警戒レベル3が発表されるなど、カルデラの外まで重大な影響を及ぼす噴火が発生もしくは 可能性がある場合には、「<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>」の発令の有無にかかわらず、社会福祉施設、大島 医療センター、避難行動要支援者、避難支援等関係者に「避難準備」を伝達する。

(4)「避難勧告」・「避難指示(緊急)」の発令基準

「<u>避難勧告」および「避難指示(緊急)</u>」は、噴火警戒レベル5が発表されるなど、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生あるいは切迫している場合、または住民等の安全確保のため必要と判断した場合に発令し、緊急を要するときは「避難指示(緊急)」を発令する。

なお、島外避難は、次の判断要素から総合的に判断する。

表 島外避難の判断要素

区分	判断要素				
	○ 山頂部での <u>カルデラ形成等に伴う</u> 大規模なマグマ水蒸気噴火(火砕流の発				
	生、居住地域への多量の噴石や火山灰の降下)の可能性				
	○ 沿岸部での大規模なマグマ水蒸気噴火(居住地域への多量の噴石や火山灰				
島内全域にお	の降下)の可能性				
ける生命・身体	○ 山腹における多量の火山灰堆積後の大雨による島内全域での土石流発生				
への危険	の可能性				
	○ 島内全域での震度 5 程度の <u>有感</u> 地震の続発や顕著な山体変形による山体				
	崩壊の可能性				
	○ 大量の火山ガスの放出による重大な健康被害発生の可能性				
	○ 島内の避難所において避難者を収容することが困難				
島内避難が困 難・島外避難へ の影響	○ ライフライン等の被害により島内避難生活の維持が困難				
	○ 気象や火山活動の状況により船舶の接岸や航行が不可能となる可能性				
	○ 複数の避難港が被災し使用が不可能となる可能性				
	○ 大量の火山灰の堆積や降灰後の大雨による土石流の発生などにより避難				

第4章 防災関係機関の対応

3 避難情報の発令

(1) 避難情報の発令

町長は、気象庁発表の噴火警報を入手し、火山現象により災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、住民および来島者の生命または身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、火山専門家の助言を受け、支庁長、警察署長、火山防災連絡事務所長、関係機関の長と協議の上、避難対象地域の住民等に対し、「高齢者等避難」または「避難指示」を発令する。なお、「避難指示」を発令する場合において、必要があると認めるときは、立退き先を定めて発令する。また、避難のための立退きを行うことによりかえって生命または身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認める場合は、緊急安全確保措置の指示を発令する。

(2)都への報告

町長は、避難情報を発令した場合、速やかに、都知事(総務局)に報告する。

(3)「高齢者等避難」の発令基準

「高齢者等避難」は、噴火警戒レベル4が発表されるなど、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の可能性がある場合、または住民等の安全確保のため必要と判断した場合に発令する。

なお、噴火警戒レベル3が発表されるなど、カルデラの外まで重大な影響を及ぼす噴火が発生もしくは可能性がある場合には、「<mark>高齢者等避難</mark>」の発令の有無にかかわらず、社会福祉施設、大島医療センター、避難行動要支援者、避難支援等関係者に避難の準備を伝達する。

(4)「避難指示」の発令基準

「<u>避難指示</u>」は、噴火警戒レベル5が発表されるなど、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生あるいは切迫している場合、または住民等の安全確保のため必要と判断した場合に発令する。 なお、島外避難は、次の判断要素から総合的に判断する。

表 島外避難の判断要素

————————————————————————————————————					
区分	判断要素				
島内全域にお ける生命・身体 への危険	 ○山頂部での大規模なマグマ水蒸気噴火(火砕流の発生、居住地域への多量の噴石や火山灰の降下)の可能性 ○沿岸部での大規模なマグマ水蒸気噴火(居住地域への多量の噴石や火山灰の降下)の可能性 ○山腹における多量の火山灰堆積後の大雨による島内全域での土石流発生の可能性 ○島内全域での震度5程度の地震の続発や顕著な山体変形による山体崩壊の可能性 ○大量の火山ガスの放出による重大な健康被害発生の可能性 				
島内避難が困 難・島外避難へ の影響	○島内の避難所において避難者を収容することが困難 ○ライフライン等の被害により島内避難生活の維持が困難 ○気象や火山活動の状況により船舶の接岸や航行が不可能となる可能性 ○複数の避難港が被災し使用が不可能となる可能性 ○大量の火山灰の堆積や降灰後の大雨による土石流の発生などにより避難 港への移送が不可能となる可能性				

	表 島外避難の判断要素		to the stand the standard to
0			表 島外避難の判断要素
0	判断要素	区分	判断要素
場内全域にお ける生命・身体 への危険	山頂部でのカルデラ形成等に伴う大規模なマグマ水蒸気噴火(火砕流の発生、居住地域への多量の噴石や火山灰の降下)の可能性 沿岸部での大規模なマグマ水蒸気噴火(居住地域への多量の噴石や火山灰の降下)の可能性 山腹における多量の火山灰堆積後の大雨による島内全域での土石流発生の可能性)島内全域での <u>震度5程度の有感地震</u> の続発や顕著な山体変形による山体崩壊の可能性	島内全域にお	○山頂部でのカルデラ形成等に伴う大規模なマグマ水蒸気噴火(火砕流の発生、居住地域への多量の噴石や火山灰の降下)の可能性 ○沿岸部での大規模なマグマ水蒸気噴火(居住地域への多量の噴石や火山灰
)大量の火山ガスの放出による重大な健康被害発生の可能性		○大量の火山ガスの放出による重大な健康被害発生の可能性
ら内避難が困 単・島外避難へ)影響)島内の避難所において避難者を収容することが困難) ライフライン等の被害により島内避難生活の維持が困難) 気象や火山活動の状況により船舶の接岸や航行が不可能となる可能性) 複数の避難港が被災し使用が不可能となる可能性) 大量の火山灰の堆積や降灰後の大雨による土石流の発生などにより避難 港への移送が不可能となる可能性	島内避難が困 難・島外避難へ の影響	○島内の避難所において避難者を収容することが困難 ○ ライフライン等の被害により島内避難生活の維持が困難 ○ 気象や火山活動の状況により船舶の接岸や航行が不可能となる可能性 ○ 複数の避難港が被災し使用が不可能となる可能性 ○ 大量の火山灰の堆積や降灰後の大雨による土石流の発生などにより避難港への移送が不可能となる可能性

修正前(令和2年10月) マ34-マ-35 修正後(令和5年9月) マ34-マ-35 3 各機関の対応

		実施項目	97	支庁	警察署	消防 本部/団	火山店 災連絡 事務所	25	掲載ページ
Г	噴火警報 の伝達	□噴火餐報の受信	0.	0	0	0	0	0	\top
		口東海汽船。東京電力、NTT東日本へ の伝達	0						₹-6
		口住民・来島者への伝達	0						1750
		口都漁業海岸局への伝達		0					
	$\overline{}$	口現地情報の把握、共有	0	0	0	•	0	•	
ı	立人規制	□立入規制の実施	0	Δ	Δ	Δ	Δ		
ı		口立入規制の報告、通知	0	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	₹-37
		口規制箇所での道路等の封鎖	0	0	Δ	Δ			X - 3/
ı		口表示板の設置	0	Δ					
		口立入規制の周知	0	Δ	Δ	Δ			
	自衛隊の 災害派遣	口自衛隊への災害派遣要請 (状況に応じて)	•	•				•	₹-8
		口道路の点検、機能確保	•	•					
	遊解経路	口港・空港の点検、機能確保		•					-
	等の確保	口交通規制	•		•				-
	\sim	口災害備蓄品の点検	•	•					
膜火	防災機能 等の確保	□防災機能(庁舎、通信設備など) の確認	•	•	•	•			
警報		□装備等の点検等			•	•			
発	\sim	入山者(遊錐)							772
表		口関係機関等への伝達	0						
時対		口入山者への周知	0		0	0			
肠		口入山者の避難誘導	0	Δ	0	0			₹-3
		口観光施設への退避の要請	0						
ı		口大島旅客自動車への配車要請	0						
ı		避難行動要支援者 (避難準備)							1(2)
ı	1	口避難準備の決定	•	•	•	•	•		
ı		口避難準備の決定の報告	•	•				•	
ı		口島内関係機関への伝達	•						
ı		口社会福祉施設等への伝達	•						
	遊離対応	口避難行動要支援者。避難支援等関 係者への伝達	•		•	•			
		口避難者リスト(介添者を含む。) の作成、共有	•						₹-42
ı		□島内の避難先の確保	•						
	1	口島内の移送経路・方法の検討	•				•		
		□東海汽船への避難対応準備の要請 (島外避難の準備)	•			1			
		□情報共有、調整(島外避難の準備)	•					•	
		口受入準備(島外避難の準備)						•	
	-	来島者(島外避難)		14		11			á
暯	3	口島外避難の決定	•		•		•		
火警		口島外避難の決定の報告	•	•				•	
新		口島内関係機関への伝達	•						
報発	避難対応	口人数の把握	•						₹-4
表時		口島外避難の呼びかけ	•						×-4
対		口観光協会等への呼びかけの要請	•						
恋		口島外避難支援	•		•				
		口観光拠点の巡回	•						1
		□現地情報の把握、共有	Q	0	0	•	0	•	
超		口立入規制の周知	0	Δ	Δ	Δ			
続対	立入規制	口立入許可申請の対応	0						₹-3
龙		口立入者の把握、共有	0	Δ	Δ	Δ			
1.000		□規制箇所の巡回	0	0	0	10000			

●: 主体となる機関 ▲: ①主体となる機関から協議、共有、報告・通知、要請を受ける機関 ②主体となる機関に協力を行う機関

※白抜き(\bigcirc \Delta)は、噴火警戒レベル3①までに実施していることを表す。

	実施項目	ĦŢ	支付	警察署	消防 本部/匝	火山防 災連絡 事務所	85	掲載ページ
	口噴火警報の受信	0	0	0	0	0	0	
噴火鹽報	□東海汽船、東京電力、N□東日本へ の伝達	0						₹-6
の伝達	口住民・来島者への伝達	0						1
	口都漁業海岸局への伝達		0					1
-	口現地情報の把握、共有	0	0	0	•	0	•	+
	口立入規制の実施	0	Δ	Δ	Δ	Δ		1
100000000	口立入規制の報告、通知	0	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	
立入規制	口規制箇所での道路等の封鎖	o	0	Δ	Δ			₹-3
	口表示板の設置	0	Δ	- 100				1
	口立入規制の周知	O	Δ	Δ	Δ			1
自衛隊の	口自衛隊への災害派遣受講	•					•	₹-9
	口道路の点検、機能確保	•	•					
避難経路	口港・空港の点検、機能確保		•					-
等の確保	□交通規制			•				
	□災害備蓄品の点検	•	•					1
成 防災機能 等の確保		•	•	•	•			-
	口装備等の点検等			•	•			
- A	入山者(避難)				M - 1			
· ·	口関係機関等への伝達	0						
4	口入山者への周知	0		0	0			150
5	口入山者の避難誘導	0	Δ	0	0			₹-3
	口観光態股への退避の要請	0						
	□大島旅客自動車への配車要請	0						
	避難行動要支援者(避難準備)		00		0 0			
	口避難準備の決定	•		•		•		
	口避難準備の決定の報告	•	•				•	
	口島内関係機関への伝達	•						
	口社会福祉施設等への伝達	•						
避難対応	□避難行動要支援者。避難支援等間 係者への伝達	•		•	•			
	□避難者リスト(介添者を含む。) の作成、共有	•						₹-42
	口島内の避難先の確保	•						
	口島内の移送経路・方法の検討	•	•			•		
	□東海汽船への避難対応準備の要請 (島外避難の準備)	•						
	□情報共有、調整(島外避難の準備)	•	•				•	
	口受入準備(島外避難の準備)						•	
	来鳥者(鳥外避難)		144 /		14 8			9
ĝ.	口島外避難の決定	•	•	•	•	•		
能 化 存 程 整 整 整 整 整	口島外避難の決定の報告	•	•				•	
	口島内関係機関への伝達	•						
遊難対応	口人数の把握	•						₹-4
Š.	口島外遊難の呼びかけ	•		•	•			
	口観光協会等への呼びかけの要請	•						-
š	口島外避難支援	•	•	•	•			-
	口観光拠点の巡回	•						1
	□現地情報の把握、共有	0	0	0	•	0	•	
1 16 Gai	口立入規制の周知	0	Δ	Δ	Δ			
77.57.502.00)	CONTROL OF THE PROPERTY OF THE	0						₹-3
8	口立入者の把握、共有	0	Δ	Δ	Δ			1
	□規制箇所の巡回	0	0	0				

●: 主体となる機関 ▲: ①主体となる機関から協議、共有、報告・通知、要請を受ける機関 ②主体となる機関に協力を行う機関

※白抜き(○△)は、噴火警戒レベル3①までに実施していることを表す。

修正前(令和2年10月) マ46-マ-47

		実施項目	æŢ	支庁	警察署	消防 本部/団	火山防 災連絡 事務所	85	掲載ベージ
F		口噴火警報の受信	0	0	0	0	0	0	
	噴火警報	口東海汽船。東京電力、NTT東日本へ の伝達	0						₹-6
	の伝達	□住民・来島者への伝達	0						
		口都漁業海岸局への伝達		0					
	\sim	口避難情報の発令	•			•	•		
	we muse on	口差難情報発令の報告	•						
	遊難情報 の発令	口島内関係機関への伝達	•	•					₹-6
	40 JU 14	□住民・来島者への伝達	•		•	•			
		口都漁業海岸局への伝達		•					
		口現地情報の把握、共有	0	0	0	0	0	0	
		口立入規制の実施	0	Δ	Δ	Δ	Δ	100	
	100	口立入規制の報告、通知	0	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	₹-4
	立人規制	口規制箇所での道路等の封鎖	0	0	Δ	Δ			
		口表示板の設置	0	Δ					
		口立入規制の周知	0	Δ	Δ	Δ			_
	自衛隊の 災害派遣	口自樹隊への災害派遣要請(状況に 応じて)	0	Δ				0	₹-8
		口避難経路の検討	•		•	•	•		
	避難経路	口道路の点検、機能確保	0	0					
	等の確保	口港・空港の点検、機能確保	111	0					
棄火		口交通規制	Δ	Δ	0				1
人警報兒表	\sim	□災害備蓄品の点検	0	0					
	防災機能 等の確保	□防災機能(庁舎、通信股備など) の確認	0	0	0	0			-
交许	M COLEMA	口装備等の点検等			0	0			
4	\sim	一般住民《避難準備》			111				27
6		口避難準備の決定	•			•	A		T
П		口避難準備の決定の報告	•						1
		口島内関係機関への伝達	•	•					1
	3	口住民への伝達	•	1	•	•			1
		口避難者総数の把握、共有	•						1
		□避難所の開設、点検	•						₹-4
		□大島旅客自動車への避難対応準備の 要請	•						
		口東海汽船への避難対応準備の要請 (島外避難の準備)	•						
	避難対応	□避難手順の確認 避難行動要支援者(島内避難/島外避	• ·	•	•	•	, ,	•	1
-	200000000	□島内の移送経路・方法の検討	0	Δ	1	10	Δ		1
		口島外への移送の協議(島外避難)	•-	A.				•	1
		口島内での避難支援	•	•	•	•		-	₹-5
		口島内の避難状況の確認	•	•	•	-			
貧火		来鳥者(鳥外遊錐)	_	-	_				
火警報発		口島外避難の決定	0	Δ	Δ	Δ	Δ	_	_
版	25 40 5+ch	口島外避難の決定の報告	0	Δ	144			Δ	1
長時	MENTAL	□島内関係機関への伝達	ő		_				1
時付		口人数の把握	0		-				1
6		□島外避難の呼びかけ	0		Δ	Δ			₹-5
200		口観光協会等への呼びかけの受講	0		.6.5	fulk			1
		□島外避難支援	ő	Δ	Δ	Δ			1
			0	ω.	- 4	- 44			1
-		口観光拠点の巡回	_	0	0	0	0	0	+
8		口現地情報の把握、共有	0	Ο Δ			0	U	1
吸燒材	nt 2 48 mg	□立入規制の周知 □立入許可申請の対応	0	43	Δ	Δ			₹-4
	五人戏問	ロ立入許可申請の対応 ロ立入者の把握、共有	0	A	Α.	Δ			1 4
Ō			-	Δ	Δ	4		_	-
	V	口規制箇所の巡回	0	0	0				1

3 各機関の対応

●: 主体となる機関 ▲: ①主体となる機関から協議、共有、報告・通知、要請を受ける機関 ②主体となる機関に協力を行う機関 *: 島外避難の場合のみ

※白抜き(○△)は、噴火警戒レベル3②までに実施していることを表す。
※島外避難に関する島外関係機関の対応については、第6章を参照のこと。

3 各機関の対応

- 8	E 8	実施項目	#Ţ	支护	警察署	消防 本部/匝	火山防 災連絡 事務所	85	掲載ページ
		口噴火警報の受信	0	0	0	0	0	0	
	噴火警報	□東海汽船、東京電力、NT東日本への伝達	0						₹-6
-1	の伝達	口住民・来島者への伝達	0						
- [口都漁業海岸局への伝達		0					
1	$\overline{}$	口避難情報の発令	•		•		•		
- 1		□避難情報発令の報告	•						
-1	超難情報	□島内関係機関への伝達	•	•					₹-6
- 1	の発令	口住民・来島者への伝達	•		•	•			
		口都漁業海岸局への伝達		•					1
-1	~	口現地情報の把握、共有	0	0	0	0	0	0	
		口立入規制の実施	0	Δ	Δ	Δ	Δ	- 10	1
		口立入規制の報告、通知	Ö	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	-550
- 1	立入規制		0	0	Δ	Δ			₹-4
-1		口表示板の設置	0	Δ					
	-	口立入規制の周知	Õ	Δ	Δ	Δ			1
		口自衛隊への災害派遣要請(状況に	0	Δ				0	₹-9
- 1	災害派遣	AS CT)	_	-	-	-			-
-1		□避難経路の検討	•	A	•	•	•		-
-1		口道路の点検、機能確保	0	0	-				-
育	寺の健保	口港・空港の点検、機能確保	-	0	-				-
		口交通規制	Δ	Δ	0	_			-
火路	-20000000000	口災害備蓄品の点検	0	0	_				
般兒表	防災機能 等の確保	□防災機能(庁舎、通信設備など)の確認	0	0	0	0			-
- 時	24.02.414	口装備等の点検等			0	0			
4	\vee	一般住民〈避難準備〉		111	17	111	1		iii
ျ		口避難準備の決定	•	•	•	•	•		
- 1		□避難準備の決定の報告	•	•				•	
- 1		口島内関係機関への伝達	•	•	000	100			
- 1		口住民への伝達	•	1-1-1	•	•			
- 1	1	口避難者総数の把握、共有	•	•	A				
- 1		口避難所の開設、点検	•						₹-49
		口大島旅客自動車への避難対応準備の 要請	•						
		□東海汽船への避難対応準備の要請 (島外避難の準備)	•						
- 1		口避難手順の確認	•	•	•	•		•	
1	避難对応	避難行動要支援者(鳥內避難/鳥外避	雞)		Ni.				
		口島内の移送経路・方法の検討	0	Δ			Δ		
		口島外への移送の協議(島外避難)	•.	▼.				•.	₹-5
		口島内での避難支援	•	•	•	•			8
亩		口島内の避難状況の確認	•	•	•	•			
k		来島者(島外遊館)							
100 E		口島外避難の決定	0	Δ	Δ	Δ	Δ		
火警眼発表時	超離対応	口島外避難の決定の報告	0	Δ				Δ	
5		口島内関係機関への伝達	0						
		□人数の把握	0						32.5
1		口島外避難の呼びかけ	0		Δ	Δ			₹-5
1		口観光協会等への呼びかけの要請	0						1
1			0	Δ	Δ	Δ			
1		口島外避難支援	0						1
1		口島外避難支援 口観光拠点の巡回	0						
1			10000	0	0	0	0	0	
対古		口観光拠点の巡回	0	Ο Δ	Ο Δ	Ο Δ	0	0	
対古・経療	立入規制	□観光拠点の巡回 □現地情報の把握、共有	0		1		0	0	₹-4
対心経	立入規制	□観光拠点の巡回 □現地情報の把握、共有 □立入規制の網知	0		1		0	0	マ-4

修正後(令和5年9月) マ46-マ-47

●: 主体となる機関 ▲: ①主体となる機関から協議、共有、報告・通知、要請を受ける機関

②主体となる機関に協力を行う機関

*: 鳥外避難の場合のみ

※白抜き(○△)は、噴火管或レベル3②までに実施していることを表す。 ※島外避難に関する島外駅係機関の対応については、第6章を参照のこと。

修正前(令和2年10月) マ-52 修正後(令和5年9月) マ-52

第4章 噴火警戒レベル4(山頂噴火・山腹噴火)

3 各機関の対応

(2)避難対応

■久機関の役割 (○・良め避難のみ)

■各機関の役割(◎:島外避難のみ)
	・島内避難/島外避難の決定
	・島内避難/島外避難の決定の報告(報告先:支庁)
	◎島外への移送の要請(要請先:支庁)
	・島内の避難先の確保(島内避難)
	・島内関係機関への島内避難/島外避難の伝達(マ-8参照)
	・社会福祉施設等への島内避難/島外避難の伝達
町	・避難行動要支援者・避難支援等関係者への島内避難/島外避難の伝達(防
	災行政無線、エリアメール、広報車)
	・避難者リスト(介添者を含む。)の作成、共有
	・島内の移送経路・方法の検討
	◎島外への移送の協議(協議先:都(福祉保健局))
	・島内での避難支援
	・島内の避難状況の確認
	・島内避難/島外避難の決定の報告(町から受理、都(総務局)に報告)
	◎島外への移送の要請(町から受理、都(福祉保健局)に要請)
	・避難者リスト(介添者を含む。)の共有を受ける
支庁	・島内の移送経路・方法の検討
	◎島外への移送の協議(協議先:都(福祉保健局))
	・島内での避難支援
	・島内の避難状況の確認
	・避難行動要支援者・避難支援等関係者への島内避難/島外避難の伝達
	(広報車による巡回、地域での呼びかけ)
警察署	・避難者リスト(介添者を含む。)の共有を受ける
	・島内での避難支援
	・島内の避難状況の確認
	・避難行動要支援者・避難支援等関係者への島内避難/島外避難の伝達
	(広報車による巡回、地域での呼びかけ)
消防本部/団	・避難者リスト(介添者を含む。)の共有を受ける
	・島内での避難支援
	・島内の避難状況の確認
都	・島内避難/島外避難の決定の報告(支庁から受理)
旧り	※島外避難に関する実施項目は、第6章を参照

※「3 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載

第4章 噴火警戒レベル4 (山頂噴火・山腹噴火)

3 各機関の対応

(2)避難対応

■各機関の役割(◎:島外避難のみ)
	・島内避難/島外避難の決定
	・島内避難/島外避難の決定の報告(報告先:支庁)
	◎島外への移送の要請(要請先:支庁)
	・島内の避難先の確保(島内避難)
	・島内関係機関への島内避難/島外避難の伝達(マ-8参照)
	・社会福祉施設等への島内避難/島外避難の伝達
町	┃・避難行動要支援者・避難支援等関係者への島内避難/島外避難の伝達(防 ┃
	災行政無線、エリアメール、広報車)
	一・避難者リスト(介添者を含む。)の作成、共有
	・島内の移送経路・方法の検討
	◎島外への移送の協議(協議先:都(<mark>福祉局</mark>))
	・島内での避難支援
	・島内の避難状況の確認
	・島内避難/島外避難の決定の報告(町から受理、都(総務局)に報告)
	◎島外への移送の要請(町から受理、都(福祉局)に要請)
	・避難者リスト(介添者を含む。)の共有を受ける
支庁	・島内の移送経路・方法の検討
	◎島外への移送の協議(協議先:都(<mark>福祉局</mark>))
	・島内での避難支援
	・島内の避難状況の確認
	・避難行動要支援者・避難支援等関係者への島内避難/島外避難の伝達
	(広報車による巡回、地域での呼びかけ)
警察署	・避難者リスト(介添者を含む。)の共有を受ける
	・島内での避難支援
	・島内の避難状況の確認
	・避難行動要支援者・避難支援等関係者への島内避難/島外避難の伝達
	(広報車による巡回、地域での呼びかけ)
消防本部/団	・避難者リスト(介添者を含む。)の共有を受ける
	・島内での避難支援
	・島内の避難状況の確認
火山防災連絡	 ・島内の移送経路・方法の検討
事務所	
都	・島内避難/島外避難の決定の報告(支庁から受理)
HI	※島外避難に関する実施項目は、第6章を参照

修正前(令和2年10月) マ-56									修正後(令和5年9月) マ-56							
各機関の	の対応								各機関の対応							
	実施項目	町	支庁	警察署	消防 本部/団	火山防 災連絡 事務所	都	掲載 ページ	実施項目	町	支庁	警察署	消防 本部/団	火山防 災連絡 事務所	都	掲載ページ
	□噴火警報の受信	0	0	0	0	0	0		口噴火警報の受信	0	0	0	0	0	0	
噴火警報	┃□東海汽船、東京電力、NTT東日本への┃ 3┃ 伝達	0						マ-6	□東海汽船、東京電力、NTT東E 噴火警報 □ 伝達	^{本への} 0						マ-6
の伝達	□住民・来島者への伝達	0						\ \ \	の伝達 □住民・来島者への伝達	0						
	□都漁業海岸局への伝達		0						□都漁業海岸局への伝達		0					
$\overline{}$	□避難情報の発令	0	Δ	Δ	Δ	Δ			□避難情報の発令	0	Δ	Δ	Δ	Δ		
	□避難情報発令の報告	0	Δ				Δ		□避難情報発令の報告	0	Δ				Δ	
避難情報	□島内関係機関への伝達	0	0					マ-6	避難情報□島内関係機関への伝達	0	0					₹-6
の発令	□住民・来島者への伝達	0		0	0				の発令 □住民・来島者への伝達	0		0	0			
	□都漁業海岸局への伝達		0						□都漁業海岸局への伝達		0					
$\overline{}$	□現地情報の把握、共有	0	0	0	0	0	0		□現地情報の把握、共有	0	0	0	0	0	0	
	口立入規制の実施	0	Δ	Δ	Δ	Δ			口立入規制の実施	0	Δ	Δ	Δ	Δ		
	口立入規制の報告、通知	0	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	マ-58	□立入規制の報告、通知	0	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	マ-58
立入規制	□規制箇所での道路等の封鎖	0	0	Δ	Δ				立入規制□規制箇所での道路等の封鎖	0	0	Δ	Δ			
	□表示板の設置	0	Δ						□表示板の設置	0	Δ					
	□立入規制の周知	0	Δ	Δ	Δ				□立入規制の周知	0	Δ	Δ	Δ			
自衛隊の 災害派遣		0	Δ				0	マ-8	自衛隊の 災害派遣 じて)	犬況に応	Δ				0	マ-9
	□避難経路の検討	0	Δ	Δ	Δ	Δ			□避難経路の検討	0	Δ	Δ	Δ	Δ		
避難経路	□道路の点検、機能確保	0	0					_	避難経路□道路の点検、機能確保	0	0					
等の確保	□港・空港の点検、機能確保		0						・ 等の確保 □港・空港の点検、機能確保		0					
	□交通規制	Δ	Δ	0					□交通規制	Δ	Δ	0				
E-144 144 15	□災害備蓄品の点検	0	0						☆ □災害備蓄品の点検	0	0					
防災機能等の確保	[₺] □防災機能(庁舎、通信設備など)の 確認	0	0	0	0			_	税 防災機能 □防災機能(庁舎、通信設備なる 表 等の確保 確認 □装備等の点検等	\$ E) O	0	0	0			_
	┃□装備等の点検等┃			0	0				対し			0	0			
	一般住民(島内避難)		Ι.	Τ.	Ι.			1			Т.	Τ .	1 .			1
	□島内避難の決定	•	<u> </u>		A				口島内避難の決定				A	A		
	□島内避難の決定の報告	•	A				A		□島内避難の決定の報告	•						
	□島内関係機関への伝達 □住民への伝達	0	0		0				□島内関係機関への伝達	0	0	1				
	□────────────────────────────────────	0	Δ	Δ	Δ				□住民への伝達 □避難者総数の把握、共有	0		Ο	Ο			
	□避難有総数の行控、共有□□避難手順の確認	0	0		$\begin{array}{ c c c c c c c c c c c c c c c c c c c$		0		□避難手順の確認				0		0	
	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	0		+			<u> </u>		□大島旅客自動車への配車要記			+			<u> </u>	
	□円田が日前年への記事を明□日が開設、点検	0		-		-		マ-60	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □							マ-60
	□避難所の決定	•							□避難所の決定	•						
避難対応	□避難者リストの作成、共有	•	A	A	A				避難対応□避難者リストの作成、共有	•			A			
	□避難誘導者の配置	•	_	A	A				□避難誘導者の配置	•			A			
	□避難誘導	•		•	•					•		•	•			
	 □残留者の確認	•		•	•			•	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	•		•	•			
	□避難完了の確認	•		•	•				□避難完了の確認	•		•	•			
	一般住民(島外避難)								一般住民(島外避難)							
	□島外避難の決定	•	A	A	A	A			□島外避難の決定	•	A	A	A	A		
	□島外避難の決定の報告	•	A				A		□島外避難の決定の報告	•	A				A	
	□島外への移送の要請	•	A				A	マ-61	□島外への移送の要請	•	A				A	マ-61
	□島内関係機関への伝達	0	0						□島内関係機関への伝達	0	0					
	□住民への伝達	0		0	0				□住民への伝達	0		0	0			

3 各機関(修正前(会 の対応	和2年	10月)	マ-5	7				3 各機関の	修正後(名	令和5年	9月)	マ-57	7				
口 10000	実施項目	町	支庁	警察署	消防本部/団	火山防 災連絡 事務所	都	掲載ページ		実施項目	町	支庁	警察署	消防本部/団	火山防 災連絡 事務所	都	掲載ページ	
	□避難者総数の把握、共有	0	Δ	Δ	Δ					□避難者総数の把握、共有	0	Δ	Δ	Δ				
	□避難手順の確認	0	0	0	0		0			□避難手順の確認	0	0	0	0		0		
	□大島旅客自動車への配車要請	0								□大島旅客自動車への配車要請	0							
	□島外への移送手段の確保						•			□島外への移送手段の確保						•		
	□避難港決定、報告	•	A			A			· 選難: □ □ ■ □ ■ □ ■ ■ □ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	□避難港決定、報告	•	A			A			
	□避難者リストの作成、共有	•	A	A	A		A			□避難者リストの作成、共有	•	A	A	A		A		
	□避難誘導者の配置	•	A	A	A			マ-61		□避難誘導者の配置	•	A	A	A			マ-61	
	□引率者の選定	•								□引率者の選定	•							
	□島内の避難誘導(乗船まで)	•	•	•	•					□島内の避難誘導(乗船まで)	•	•	•	•			-	
	□乗船リストの作成	•								□乗船リストの作成	•						-	
	□島内残留者の確認	•		•	•					□島内残留者の確認	•		•	•			_	
	□島内の避難完了の確認	•	•		•					□島内の避難完了の確認	•	•		•				
	□避難先の決定						•	_		□避難先の決定						•		
噴 火 警 報	□避難先別の避難者振り分け	•		<u> </u>	<u> </u>		•			□避難先別の避難者振り分け	•		<u> </u>	<u> </u>		•		
	避難行動要支援者(島内避難/島外避難	誰)								避難行動要支援者(島内避難/島外避	難)	1			,			
	□島内避難/島外避難の決定	0	Δ	Δ	Δ	Δ		_	一	□島内避難/島外避難の決定	0	Δ		Δ	Δ			
	□島内避難/島外避難の決定の報告	0	Δ				Δ		- (大 火 警 - 報	□島内避難/島外避難の決定の報告	0	Δ				Δ		
	□島外への移送の要請(島外避難)	O*1	Δ*1				Δ*1			□島外への移送の要請(島外避難)	O*1	Δ*1				\triangle^{*1}		
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	□島内の避難先の確保(島内避難)	0							発	□島内の避難先の確保(島内避難)	0							
₹ ∓	□島内関係機関への伝達	0								□島内関係機関への伝達	0							
†	□社会福祉施設等への伝達	0							対 対 が 避難対応	□社会福祉施設等への伝達	0							
\$	□避難行動要支援者・避難支援等関係者への伝達	0		0	0			マ-63	心性無外心	者への伝達	0		0	0			₹-63	
	□避難者リスト(介添者を含む。)の 作成、共有	0	Δ	Δ	Δ		Δ*1			□避難者リスト(介添者を含む。)の 作成、共有	0	Δ	Δ	Δ		Δ*1		
	□島内の移送経路・方法の検討	0	Δ			Δ				□島内の移送経路・方法の検討	0	Δ			Δ			
	□島外への移送の協議(島外避難)	O*1	Δ*1				O*1				□島外への移送の協議(島外避難)	O*1	Δ*1				O*1	
	□島内での避難支援 	0	0	0	0					□島内での避難支援	0	0		0				
	□島内の避難状況の確認	0	0		0					□島内の避難状況の確認	0	0		0				
	来島者(島外避難)*2		T					1		来島者(島外避難)*2								
	□島外避難の決定	0	Δ	\triangle	Δ	Δ				□島外避難の決定	0	Δ	\perp	Δ	Δ			
	□島外避難の決定の報告	0	Δ				Δ	_		□島外避難の決定の報告	0	Δ				Δ		
	□島内関係機関への伝達	0	0					_		□島内関係機関への伝達	0	0		_			_	
	□人数の把握	0						マ-65		□人数の把握	0			<u> </u>			~ マ-66	
	□島外避難の呼びかけ	0			Δ					□島外避難の呼びかけ	0			Δ				
	□観光協会等への呼びかけの要請	0								□観光協会等への呼びかけの要請	0							
	□島外避難支援	0			Δ					□島外避難支援	0	Δ		Δ				
	□観光拠点の巡回	0	_				^	-		□観光拠点の巡回	0	_	_	<u> </u>				
Chit	□現地情報の把握、共有	0	0	0	0	0	0	_	744	□現地情報の把握、共有	0	0	0	0	0	0		
继	□立入規制の周知	0	Δ		Δ					□立入規制の周知	0	Δ						
対 立人規制	□立入許可申請の対応 □立入者の把握、共有	0						_ マ −58		□立入許可申請の対応	0						マ-58	
心		0						_	一	□立入者の把握、共有	0	Δ						
· - - - 		O									O							
②主体と *1:島外避難 *2:来島者の ※白抜き(〇	□規制箇所の巡回 る機関 なる機関から協議、共有、報告・通知、要 なる機関に協力を行う機関 誰の場合のみ)避難は、一般住民が島外避難の場合には、 △)は、噴火警戒レベル4までに実施して 引する島外関係機関の対応については、第6章	一般住! いる項目	民の避難 である。		じる。	<u> </u>		<u> </u>	②主体と *1:島外避難 *2:来島者の ※白抜き(○	なる機関から協議、共有、報告・通知、要 なる機関に協力を行う機関	一般住! いる項目	民の避難 である。		じる。				

修正前	(令和2年10月)	KH−4 -	附-5
1124 H. HII		14.1 4	1111 0

【附属資料編】

4 港・空港等

(1)港

ア 港湾(避難港)

港名	区分	水深(m)	延長 (m)	備考
	岸壁	-7. 5	300	5,000 t 級
元町港	岸壁	-6.0	160	500 t 級
	物揚場	-3.0	50	小型船
	岸壁	-7. 5	150	5,000 t 級
 岡田港	岸壁	-6. 5	125	4,000 t 級
	岸壁	-5.0	110	500 t 級
	岸壁	-4. 5	45	500 t 級
波浮港	岸壁	-6. 5	135	4,000 t 級
伙 任 伦	物揚場	-3.0	757	小型船

平成29年4月1日現在

イ 漁港

港名	区分	水深(m)	延長 (m)	備考
泉津漁港	岸壁	-3.0	90	小型船
差木地漁港	岸壁	-3.0	111	小型船
野増漁港	岸壁	-3.0	140	小型船
元町漁港	岸壁	-3.0	187	小型船
岡田漁港	岸壁	-3.0	284	小型船

平成29年4月1日現在

(2)空港・ヘリポート

ア 大島空港

基本施設	附帯施設
空港敷地面積62ha	ターミナルビル
滑走路1,800m×45m	駐車場 (233台)
駐機場13スポット	[航空保安施設]
	計器着陸誘導施設、対空通信施設、航空灯火施設、航空標
	識、自家用発電施設、消防車、医療用資器材

平成29年4月1日現在

修正後(令和5年9月) 附-4 - 附-5

【附属資料編】

4 港・空港等

(1)港

ア 港湾(避難港)

港名	区分	水深(m)	延長 (m)	備考
	岸壁	-7. 5	300	5,000 t 級
元町港	岸壁	-6. 0	160	500 t 級
	物揚場	-3.0	50	小型船
	岸壁	-7. 5	150	5,000 t 級
 岡田港	岸壁	-6. 5	125	4,000 t 級
川川位	岸壁	-5.0	110	500 t 級
	岸壁	-4. 5	45	500 t 級
波浮港	岸壁	-6. 5	135	4,000 t 級
(双子)色	物揚場	-3.0	757	小型船

東京都地域防災計画震災編(令和元年修正)

イ 漁港

港名	区分	水深 (m)	延長 (m)	備考
泉津漁港	岸壁	-3.0	90	小型船
差木地漁港	岸壁	-3.0	111	小型船
野増漁港	岸壁	-3.0	140	小型船
元町漁港	岸壁	-3.0	187	小型船
岡田漁港	岸壁	-3.0	284	小型船

東京都地域防災計画震災編(令和元年修正)

(2)空港・ヘリポート

ア 大島空港

八叫工化	
基本施設	附帯施設
空港敷地面積62ha	ターミナルビル
滑走路1,800m×45m	駐車場 (233台)
駐機場13スポット	[航空保安施設]
	計器着陸誘導施設、対空通信施設、航空灯火施設、航空標
	識、自家用発電施設、消防車、医療用資器材

東京都地域防災計画震災編(令和元年修正)

0. 五八面八口町無口面	利田内派私			
		修正前(令和2年	10月) 附-8	

【附属資料編】

資料第3 東京港係留施設

→ 木水心 休田 心改	水深	対象船舶		バース		
ふ 頭 名	(m)	(DWT)	数	延長 (m)		
竹芝ふ頭	-7. 5	5,000	3	465		
日の出ふ頭	-6. 7	3,000	6	564		
本海〉 超	-7. 5	5,000	6	780		
芝浦ふ頭	-5. 5	2,000	1	165		
品川ふ頭	-8.0∼	6,000∼	9	1 600		
四川の頃	-10.0	15, 000	9	1,600		
	-10.0	20,000 GT	2	456		
晴海ふ頭	-10.0	15, 000	1	190		
	-9.0	10,000	1	124		
月島ふ頭	-7.5	5,000	2	266		
大井コンテナふ頭	-15.0	50, 000	7	2, 354		
大井水産物ふ頭	-12.0	30, 000	2	450		
大井食品ふ頭	-12.0	30, 000	1	230		
八升及印が頃	-11.0	15, 000	2	380		
大井建材ふ頭	-5. 0	1,000	4	280		
10号地ふ頭	-7. 5	5,000	11	1,500		
10万地の頃	-5.0	1,000	13	920		
フェリーふ頭	-7. 5	6,000	4	876		
クエク か頃	~-8.5	∼16,000 GT	4	870		
10号地その1多目的ふ頭	-7. 5	5,000 GT	1	180		
お台場ライナーふ頭	-10.0	15,000	9	1,800		
 青海コンテナふ頭	-15. 0	50, 000	3	1,050		
月毎コンノノか頃	-13.0	35, 000	2	520		
有明ふ頭	-5. 0	1,000	10	750		
若洲内貿ふ頭	-11.0	15, 000	1	190		
15号地木材ふ頭	-12.0	25, 000	3	720		
若洲建材ふ頭	-5. 5	2,000	4	370		
辰巳ふ頭	-5.0	1,000	13	1,040		
城南島建設発生土ふ頭	-7. 5	5,000	1	160		
中央防波堤内側ばら物ふ頭	-12.0	30, 000	1	240		
中央防波堤内側内貿ふ頭	-9.0	12,000 GT	2	460		
中央防波堤内側建設発生 土ふ頭	-7. 5	5, 000	1	130		
中央防波堤外側コンテナ	-16.0	150, 000	1	400		
ふ頭	-11. 0	20, 000	1	230		

令和元年12月現在

【附属資料編】

資料第3 東京港係留施設

≥ 百百 <i>村</i>	水深	対象船舶		バース
ふ頭名	(m)	(DWT)	数	延長 (m)
竹芝ふ頭	-7. 5	5,000	3	465
日の出ふ頭	-6. 7	3,000	6	564
芝浦ふ頭	-7. 5	5,000	6	780
と佣か頭	-5. 5	2,000	1	165
品川ふ頭	-8.0∼	6,000~	9	1,600
四川る辺	-10.0	15, 000	9	1,000
	-10.0	20,000 GT	2	456
晴海ふ頭	-10.0	15, 000	1	190
	-9.0	10,000	1	124
月島ふ頭	-7.5	5, 000	2	266
大井コンテナふ頭	-15.0	50, 000	7	2, 354
大井水産物ふ頭	-12.0	30, 000	2	450
大井食品ふ頭	-12.0	30, 000	1	230
八斤及吅心项	-11.0	15, 000	2	380
大井建材ふ頭	-5.0	1,000	4	280
 10号地ふ頭	-7. 5	5,000	11	1,500
10万地分域	-5.0	1,000	13	920
フェリーふ頭	-7.5	6,000	4	876
/エク &	∼-8.5	∼16,000 GT	-1	010
10号地その1多目的ふ頭	-7.5	5,000 GT	1	180
お台場ライナーふ頭	-10.0	15, 000	9	1,800
青海コンテナふ頭	-15.0	50,000	3	1,050
月毎コンノノか頃	-13.0	35, 000	2	520
有明ふ頭	-5.0	1,000	10	750
若洲内貿ふ頭	-11.0	15, 000	1	190
15号地木材ふ頭	-12.0	25, 000	3	720
若洲建材ふ頭	-5.5	2,000	4	370
辰巳ふ頭	-5.0	1,000	13	1,040
城南島建設発生土ふ頭	-7. 5	5,000	1	160
中央防波堤内側ばら物ふ頭	-12.0	30, 000	1	240
中央防波堤内側内貿ふ頭	-9.0	12,000 GT	2	460
中央防波堤内側建設発生 土ふ頭	-7. 5	5, 000	1	130
中央防波堤外側コンテナ	-16.0	150, 000	1	400
ふ頭	-11.0	20, 000	1	230

修正後(令和5年9月) 附-8

東京都地域防災計画震災編(令和元年修正)

【附属資料編】

資料第4 移送手段

2 船舶

(2)第三管区海上保安本部

所属	船種	船 名	総トン数	全 長 (m)	幅 (m)		
東京海上保安部		まつなみ	165	35	8.0		
(724.11)		ゆりかぜ					
(所在地) 東京都江東区青海	VIII LEI ford	はやかぜ	<u>23</u>	<u>20</u>	4.3		
2-7-11 東京港湾合同庁舎	巡視艇	ゆめかぜ					
☎ 03-5564-2021		いそぎく	0.0	00	4.5		
☎ 03-5564-4999		やまぶき	26	20	4. 5		
横浜海上保安部	ヘリ搭載型 巡視船	あきつしま	6, 500	150	17. 0		
(おおすみ	3, 100	105	15. 0		
(所在地) 横浜市中区新港	巡視船	<u>いず</u>	<u>1,500</u>	110	15. 0		
1-2-1		ぶこう	1500	96	11.5		
3 045-671-4999 3 045-671-0118	消防船	ひりゆう	280	35	12. 2		
		はまなみ	110	35	6. 3		
		はまぐも	110	39	0. 3		
		いそづき	64	27	5.6		
		きりかぜ	<u>23</u>	20	4.3		
	巡視艇	はまかぜ	<u>23</u>	20	4.3		
		のげかぜ	26	20	4. 5		
		やまゆり	20	20	4.0		
		しおかぜ	<u>23</u>	<u>20</u>	<u>4. 3</u>		
		たまかぜ	<u>26</u>	<u>20</u>	<u>4. 5</u>		
下田海上保安部	巡視船	しきね	1300	89	11.0		
(所在地)静岡県下田市 3-18-23	<u></u> 迎 祝 茄	かの	335	56	8.5		
☎ 0558-23-0118 ☎ 0558-22-4999	巡視艇	いずなみ	100	32	6. 5		

修正前(令和2年10月) 附-11

令和<u>元</u>年12月現在

第三管区海上保安本部

(所在地) 横浜市中区北仲通 5-57 横浜第二合同庁舎

☎045-211-1118 (代表)

☎045-211-0774 (運用司令センター)

【附属資料編】

資料第4 移送手段

2 船舶

(2)第三管区海上保安本部

所 属	船 種	船 名	総トン数	全 長 (m)	幅 (m)
東京海上保安部		まつなみ	165	35	8. 0
(ゆりかぜ			
(所在地) 東京都江東区青海	VIII III toe	いそぎく	26	20	4. 5
2-7-11 東京港湾合同庁舎	巡視艇	やまぶき			
☎ 03-5564-2021		ゆめかぜ	23	20	4. 3
☎ 03-5564-4999		はやかぜ	19	18	4. 3
横浜海上保安部	ヘリ搭載型 巡視船	あきつしま	6, 500	150	17. 0
(所在地)		さがみ	3, 100	105	15. 0
横浜市中区新港 1-2-1	巡視船	いず	3, 500	110	15. 0
2 045-671-0118		ぶこう	1500	96	11.5
☎ 045-671-4999	消防船	ひりゆう	280	35	12. 2
		はまなみ	110	0.5	2.0
		はまぐも	110	35	6. 3
		いそづき	64	27	5. 6
	巡視艇	きりかぜ			
		のげかぜ	26	20	4. 5
		やまゆり			
		はまかぜ	23	20	4. 3
下田海上保安部	VIII JEE AN	しきね	1300	89	11.0
(所在地)静岡県下田市 3-18-23	巡視船	カンの	335	56	8.5
☎0558-23-0118 ☎0558-22-4999	巡視艇	いずなみ	100	32	6. 5

令和4年10月現在

第三管区海上保安本部

(所在地) 横浜市中区北仲通 5-57 横浜第二合同庁舎

☎045-211-1118 (代表)

☎045-211-0774 (運用司令センター)

(3)海上自衛隊(横須賀)

船種	船名	基準排水量 (トン)	全長 (m)	最大幅 (m)	喫水 (m)
	いずも	19, 950	248. 0	38. 0	7. 2
	きりしま	7, 250	161.0	21.0	6. 2
	てるづき	5, 050	151.0	18. 3	5. 4
	たかなみ	4, 650	151. 0	17. 4	5. 3
護衛艦	おおなみ	4, 000	151.0	17.4	0. 0
· 逻辑/赋	むらさめ	4 550	151 0	17.4	5. 2
	いかづち	4, 550	151. 0	17. 4	5. 2
	やまぎり				
	ゆうぎり	3, 500	137.0	14. 6	4. 5
	あまぎり				
掃海母艦	うらが	5, 650	141.0	22. 0	5. 4
掃海艦	あわじ	690	67. 0	11. 0	2. 7
	えのしま				
掃海艇	ちちじま	570	60.0	10. 1	2. 4
	はつしま				
	しょうなん	2, 950	103. 0	16. 4	4. 5
海洋観測艦	にちなん	3, 350	111.0	17. 0	4. 5
	わかさ	2, 050	97. 0	15. 0	4. 2
砕氷艦	しらせ	12, 500	138. 0	28. 0	9. 2
潜水艦救難母艦	ちよだ	5, 600	128. 0	20. 0	4. 6
試験艦	あすか	4, 250	151.0	17. 3	5. 0
補給艦	ときわ	8, 100	167. 0	22. 0	8. 1
輸送艇	輸送艇2号	420	52. 0	8. 7	1.6
多用途支援艦	えんしゅう	980	65. 0	12. 0	3. 5
特務艇	はしだて	400	62. 0	9. 4	2. 0

修正前(令和2年10月) 附-12

令和<u>元</u>年<u>12</u>月現在

(3)海上自衛隊(横須賀)

船種	船名	基準排水量 (トン)	全長 (m)	最大幅 (m)	喫水 (m)		
	いずも	19, 950	248. 0	38. 0	7. 2		
	まや	8, 200	170. 0	21. 0	6. 2		
	きりしま	7, 250	161. 0	21. 0	6. 2		
	てるづき	5, 050	151.0	18. 3	5. 4		
	たかなみ	4 650	151.0	17.4	Г 0		
	おおなみ	4, 650	151.0	17. 4	5. 3		
護衛艦	むらさめ	4 550	151. 0	17. 4	5. 2		
	いかづち	4, 550	151.0	17.4	3. Z		
	もがみ	2 000	199 0	16. 3	4 7		
	くまの	5, 900	133. 0	10. 5	4. 7		
	やまぎり						
	ゆうぎり	3, 500	137.0	14. 6	4. 5		
	あまぎり						
掃海母艦	うらが	5, 650	141.0	22.0	5. 4		
掃海母艦掃海艦	あわじ	600	67. 0	11. 0	2. 7		
7年14年//1007	ひらど	030	01.0	11.0	۷. ۱		
	えのしま						
掃海艇	ちちじま	570	60.0	10. 1	2. 4		
	はつしま	なみ さめ づち み の ぎり ぎり ぎり ぎり が 5,650 14 じ と しま じま しま じま うなん 2,950 は なん 3,3500 14 じま り なん 3,3500 14 で と しま じま うなん 2,950 は た なん 3,3500 10 なん 3,3500 10 なん 3,3500 10 なん 3,3500 11 なん 3,3500 11 なん 3,3500 11 なん 3,3500 11 なん 3,3500 11 なん 3,3500 11 なん 3,3500 11 なん 3,3500 11 なん 3,3500 11 なん 3,3500 11 なん 3,3500 11 なん 3,3500 11 なん 3,3500 11 なん 3,3500 11 なん 3,3500 11 なん 3,3500 11 なん 3,3500 11 なん 3,3500 11 なん 3,4500 12 なん 3,600 13 なん 4,2500 15 な 4,2500 15 な 4,2500 15 な 4,2500 15 な 4,2500 15 な 4,2500 15 な 4,2500 15 な 4,2500 15 な 4,2500 15 な 4,2500 15 な 4,2500 15 な 4,2500 15 4,2500 15 4,2500 15 4,2500 15 4,2500 15 4,2500 15 4,2500 15 4,2500 15 4,2500 15 4,2500 15 4,2500 15 4,2500 15 4,					
	しょうなん		103. 0	16. 4	4. 5		
海洋観測艦	にちなん	3, 350	111.0	17. 0	4. 5		
	わかさ	2, 050	97. 0	15. 0	4. 2		
砕氷艦	しらせ	12, 500	138.0	28. 0	9. 2		
潜水艦救難母艦	ちよだ	5, 600	128.0	20.0	4.6		
試験艦	あすか	4, 250	151.0	17. 3	5. 0		
補給艦	ときわ	8, 100	167. 0	22. 0	8. 1		
輸送艇	輸送艇2号	420	52.0	8. 7	1.6		
多用途支援艦	えんしゅう	980	65. 0	12.0	3. 5		
特務艇	はしだて	400	62. 0	9. 4	2. 0		

令和4年11月現在

7 五八四八四世紀11日 初日八二八

3 航空機

(1)東京消防庁

項目	機体名	ひばり	ゆりかもめ	こうのとり はくちょう	ちどり	かもめ つばめ おおたか		
機体	型式	<u>ユーロコプター</u> 式 AS332L1型	ユーロコプター式 EC225LP型	ューロコプ [°] ター式/ エアハ [°] スヘリコプ [°] ター式 EC225LP型	アグスタウエストランド式 AW139型	ユーロコプター式 AS365N3型		
	全備重量	8, 600kg	11,000kg	11,000kg	6, 800kg	4, 300kg		
	巡航速度	<u>252</u> km/h	262km/h	262km/h	259km/h	269km/h		
	航続時間	<u>5</u> 時間 <u>54</u> 分	4 時間33分	4 時間37分	5 時間13分	4 時間06分		
	航続距離	<u>1, 105</u> km	937km	946km	1,061km	792km		
性能	座席数 (乗員含む。)	23座席	23座席	22座席	16座席	14座席 (おおたか:13 席)		
	エンジン	<u>ターボメカ</u> 式 1,877馬力×2基	ターボメカ式 2,358馬力×2基	ターボメカ式 2,382馬力×2基	プラットアンド ホイットニーカナダ式 1,872馬力×2基	ターボメカ式 977馬力×2基		
	使用燃料		,	航空用ジェットA-	1			
	消火装置 (容量)	胴体下部 <u>取付</u> 式 2,000L	胴体下部取作	寸式 2,500L	胴体下部取付式 1,893L	胴体下部取付式 900L		
装備品等	ホイスト装置 (最大つり 上げ重量)			272kg				
守	スリング (最大つり 下げ重量)	<u>3, 000</u> kg	3, 80	00kg	2, 200kg	1,600kg		

修正前(令和2年10月) 附-13

令和<u>元</u>年12月現在

(1) 東京消防庁

3 航空機

項目	機体名	ひばり	ゆりかもめ	こうのとり はくちょう	ちどり	かもめ つばめ おおたか			
機体	型式	レオナルド式 AS332L1型	ユーロコプター式 EC225LP型	ューロコプ [®] ター式/ エアハ [™] スヘリコプ [®] ター式 EC225LP型	アグスタウエストランド式 AW139型	ユーロコプター式 AS365N3型			
	全備重量	8,600kg	11, 000kg	11,000kg	6, 800kg	4, 300kg			
	巡航速度	235km/h	262km/h	262km/h	259km/h	269km/h			
	航続時間	6時間11分	4 時間33分	4 時間37分	5 時間13分	4 時間06分			
	航続距離	1, 206km	937km	946km	1,061km	792km			
性能	座席数 (乗員含む。)	<mark>21</mark> 座席	23座席	22座席	16座席	14座席 (おおたか:13 席)			
	エンジン	ゼネラル・エレク トリック式 2,104馬力×2基	ターボメカ式 2,358馬力×2基	ターボメカ式 2,382馬力×2基	プラットアンド ホイットニーカナダ式 1,872馬力×2基	ターボメカ式 977馬力×2基			
	使用燃料		+	航空用ジェットA-	- 1				
	消火装置 (容量)	胴体下部 <mark>吊下げ</mark> 式 2,000L	胴体下部取作	寸式 2,500L	胴体下部取付式 1,893L	胴体下部取付式 900L			
装備品等	ホイスト装置 (最大つり 上げ重量)								
品等.	スリング (最大つり 下げ重量)	2,800kg	3, 80	00kg	2, 200kg	1,600kg			

修正後(令和5年9月) 附-13

令和4年11月現在

D. 亚八田八口世:	ДЕРГЕ	7/2 11-1	717/1/2		正前(令和2年	三10月)	附-	-14									修	正後(令和 5	年9月]) [A	付-14					
(2)警視庁													(2)警視庁															
		はや	ぶさ					おおと	上り		はは	おぞら			はやぶさ				おおとり							おお	ぞら	
区 分	1号	2号	3号	4号	1号	2号	3号 4	4号	5号 6号	7号 8号	1号			区分	1号	2号	3号	4号	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	1号	2号
巡航速度	280	257	280	285	271		290		271 290	226		272		巡航速度	280	257	280	285	271		290		271		226	•	262	240
	km/h	km/h	km/h	km/h	km/h		km/h		km/h km/h		_	km/h			km/h	km/h	km/h	km/h	km/h		km/h		km/h		km/h		km/h	km/h
航続時間	3:00	3:30	3:00	3:00	4:30		5:10		4:30 5:10		4	4:00	4218 kg 有効搭		3:00	3:10	3:00	3:10	3:55		4:15		3:55	4:10	4:		4:55	4:40
有効搭載量	1019 kg	1012 kg	1019 kg	855 kg	1642 kg		2132 kg		1642 2132 kg kg	1801 1815 kg kg	未定	1			1,019 k g	1,012 k g	1,019 k g	855 k g	1, 712 k g		2, 132 k g		1,667 k g	1,846 k g	1,801 kg	1,870 k g	2,666 k g	4, 097 k g
座席数	8席		8			1 4		1 7	1 4	1 3		2 1		座席数			8			1 4		1 7	1 4		13		2	2
	0 ///		席			席		席	席	席		席					幇			席		席	席		席		牌	Î
離着陸面積														離着陸面積		江東和	軽行セン	ター(駐	機スポッ					100m×	50m (駐	機スポッ	ト10)	
使用燃料														使用燃料		1	,			航空		ェットA						
耐風性	m/s m/s								耐風性	20 m/s	26 m/s	1	0/s	18 m/s		26 m/s		18 m/s	25 m/s	18 m/	8 's	35 m/s	28 m/s					
最小視程	通常は5km以上、緊急時は1.5km以上													最小視程	・視程 通常は5km以上、緊急時は1.5km以上													
最低雲高							300m₽							最低雲高 300m以上														
夜間飛行									「であれば離着					夜間飛行 法に定められた地上設備を有する場所であれば離着陸可能														
山間部飛行			視和	呈、風速	等気象上	の制約がた	なければ_	上昇性能	能、停止飛行	可能範囲で可能				山間部飛行 視程、風速等気象上の制約がなければ上昇性能、停止飛行可能範囲で可能														
テレビカメラ搭 載装置			(0			_	С)	_				テレビカメラ 搭載装置														
救助用吊上装置		230kg	_						272kg					救助用吊上装	装 — 230kg — 272kg							272kg						
吊下装置(カー ゴフック)		1300kg		1000kg	1600kg	— 2	2200kg					3600kg		直 吊上装置(カー			g 1, 600kg — 2, 200kg					3 (3, 800kg				
担架装置 (リッタ ーキット)	_	1人	_	1人	-	-	1人		_			3人		ゴフック) 担架装置 (リッタ					i, ooong			5						
投光機(サーチ ライト)	0						0				未定	0		ーキット) 投光機(サーチ	_	1人		1人	_	_	1人							3人
拡声器 (スピー カー)	. 0				0					_		0		ライト) 拡声器 (スピー								0						
地震判読システム搭載用装置	0		0	_			_	0			1			カー)					C)				1	_	_	С)
備考	1 飛行速度、航続時間、搭載量等の性能は、各項目単独の性能であり、燃料や積載重量、外気温度等により飛行性											地震判読システム 搭載用装置 備 考	能は制	訓限され	る。		量等の性能 5℃を基準								度等により			
																										令	和5年	4月現在

修正前(令和2年10月) 附-15 修正後(令和5年9月) 附-15

(3) 第三管区海上保安本部

ア 機種・型式

灰	性 主人											
	所	属	楔	SSZ				種		機番号	型 (略	式 称)
	羽田航	空 基 地								MH 691		
	東京都大田区 羽田空港		中 型	ы	#a~.	মূহ	선구	र्याः	±44€	MH 692	<u> </u>	ュプター式 2.5 L P型
	巡視船「あきつ			. <u>Ш</u>	¥4	共	עניל	土	1)交	MH 689		コーマ225)
		, しよ」 1合戦(域								MH 690		
	巡視船「 <u>おお</u> っ	<u>すみ</u> 」 搭載機	中型	回	転	翼	航	空	機	MH912	S-7	スキー式 7 6 D型 キー 7 6 D)

イ 性能

				搭載	能力	使用
	区 分	巡行速度 (kt)	人	物 資 (Kg)	物資最大容積 高さ×幅×奥行き (cm)	燃料
回	スーパーピューマ 225	150	21	1355	129×119×168	ジェットA-1
転翼	シコルスキー76D	145	14	<u>235</u>	125×70×175	ジェットA-1

- ※1 搭載能力は、人又は物資のいずれか一つの場合の基準を示す。
- ※2 物資最大容積は、航空機に搬入可能な1個あたりの最大容積をいう。
- ※3 気象状況、飛行距離、高度、物資の形状等によっては、基準以下となる。
- ※4 搭載能力の人は、乗組員を含めた人数を示す。

令和元年12月現在

(3)第三管区海上保安本部

ア 機種・型式

	所	属	₹	幾				種		機番号	型 式 (略 称)
	羽田航空	基 地								MH 691	
	東京都大田区 羽田空港 1 一		.t. #		±	ᄝᄝ		riv:	144	MH 692	エアバス・ヘリコプターズ 式
•	巡視船「あきつし		<u>中</u>	ž III	転	異	加	空	饿	MH 689	EC225LP型 (スーパーピューマ225)
	巡げが いから プレッ	去 <u>] 沿邦</u> (()攻								MH 690	
	巡視船「さがみ」	搭載機	中型	回	転	翼	航	空	機	MH912	シコルスキー式 S-76D型 (シコルスキー76D)

イ 性能

T-100							
			\m/=\L-\-		搭載	能力	使用
	区	分	巡行速度 (kt)	人	物 (Kg)	物資最大容積 高さ×幅×奥行き (cm)	燃料
回	スーパ	ペーピューマ 2 2 5	150	21	1355	129×119×168	ジェットA-1
転翼	シコル	スキー76D	145	14	96	125×70×175	ジェットA-1

- ※1 搭載能力は、人又は物資のいずれか一つの場合の基準を示す。
- ※2 物資最大容積は、航空機に搬入可能な1個あたりの最大容積をいう。
- ※3 気象状況、飛行距離、高度、物資の形状等によっては、基準以下となる。
- ※4 搭載能力の人は、乗組員を含めた人数を示す。

令和4年10月現在

修正前(令和2年10月) 附-16

(4) 陸上自衛隊・航空自衛隊

	機能		性		能		飛行	制限	装備
機	種	巡航速度 km/h	航続時間 h 又は航続距 Km	搭載能力: 人 (物資:kg)	離着陸場所 要面積 長さ×巾m	使用燃料	最小視程㎞	最低雲高 m	部隊
	UH1H (中型ヘリ)	215	420Km	2+11	40×40	J P-4	5.0 VMC基準	300 VMC基準	- 陸
回転翼機	UH1 J (中型ヘリ)	216	370Km	2+11	40×40	"	"	11	上
機 (へ	C H 4 7 J (大型ヘリ)	267	537Km	3+55	100×100	"	"	"	自衛
リコプ	CH47JA (大型ヘリ)	257	1,037Km	3+55	100×100	11	11	11	隊
ター)	CH-47 (大 型)	270	2. 0km	48	100×100	J P – 4 A	"	"	
	C H 4 7 J (大型ヘリ)	257	1,111Km	3+55	100×100	<u> 11</u>	"	"	航空自衛隊
	UH-60J (中型)	243	463Km	2+0	100×100	II.	II	IJ	衛隊

令和2年1月現在

修正後(令和5年9月) 附-16

(4) 陸上自衛隊・航空自衛隊

性 能 飛行制限 装備 航続時間 h 搭載能力: 離着陸場所 巡航速度 最低雲高 最小視程 又は航続距 使用燃料 人 要面積 部隊 km/h km m 機種 (物資:kg) 長さ×巾m Km UH1H 5.0 300 215 $420 \mathrm{Km}$ 2 + 11 40×40 JP-4(中型ヘリ) VMC基準 VMC基準 回転翼機(ヘリコプタ UH1J 216 370Km 40×40 2 + 11上 (中型ヘリ) 自 CH47J 267 IJ 537Km 3 + 55 100×100 (大型ヘリ) 衛 CH47JA隊 257 1,037Km 3 + 55 100×100 IJ (大型ヘリ) CH - 47270 JP-4A2.0km 48 100×100 (大型) 航空自衛隊 CH47J Jеt 3 + 55 100×100 1,111Km A - 1 +(大型ヘリ) UH - 60 JIJ 243 463Km 2+0 100×100 (中型)

令和5年9月現在

伊豆大島火山避難計画 新旧対照表 修正前(令和2年10月) 附-17 修正後(令和5年9月) 附-17

資料第5 関係機関連絡先

1 官公署

名称	所在地	電 手
7.7.7	7, 1 1	電話
大島町役場	元町1-1-14	2-1441
泉津出張所	泉津字川之原15	2-8523
岡田出張所	岡田字助田64-1	2-8121
北の山出張所	元町字佐吾右衛門野地7-4	2-3525
野増出張所	野増字大宮	2-2378
差木地出張所	差木地字カミワケ179	4-0441
波浮港出張所	波浮港6	4-0444
大島町消防本部	元町北の山270-2	2-0119
東京都大島支庁	元町字オンダシ222-1	2-4411
大島港湾空港管理事務所	元町字北の山270	2-1400
教育庁大島出張所	元町字オンダシ222-1	2-4451
島しょ保健所大島出張所	元町字馬の背275-4	2-1436
東京都漁業用海岸局	U 1.m→ → 1π 4000 4	
(島しょ農林水産総合センター八丈事業所内)	八丈町三根4222-1	04996-2-0808
大島警察署	元町1-15-16	2-0110
気象庁伊豆大島火山防災連絡事務所	元町1-1-14	2-1166
環境省関東地方環境事務所伊豆諸島自然保護官 事務所	元町字家の上445-9	2-7115

資料第5 関係機関連絡先

1 官公署

名称	所在地	電話
大島町役場	元町1-1-14	2-1441
泉津出張所	泉津字川之原15	2-8523
岡田出張所	岡田字助田64-1	2-8121
北の山出張所	元町字佐吾右衛門野地7-4	2-3525
野増出張所	野増字大宮	2-2378
差木地出張所	差木地字カミワケ179	4-0441
波浮港出張所	波浮港6	4-0444
大島町消防本部	元町北の山270-2	2-0119
東京都大島支庁	元町字赤秃90-14	2-4411
大島港湾空港管理事務所	元町字北の山270	2-1400
教育庁大島出張所	元町字赤秃90-14	2-4451
島しょ保健所大島出張所	元町字馬の背275-4	2-1436
東京都漁業用海岸局 (島しょ農林水産総合センター八丈事業所内)	八丈町三根4222-1	04996-2-0808
大島警察署	元町1-15-16	2-0110
気象庁伊豆大島火山防災連絡事務所	元町1-1-14	2-1166
環境省関東地方環境事務所伊豆諸島自然保護官 事務所	元町字家の上445-9	2-7115

修正前(令和2年10月) 附-25 修正後(令和5年9月)

資料第7 広報文例 表示板等例

1 広報文例

(3) 避難準備・高齢者等避難開始

- こちらは防災おおしまです。
- ・町役場から火山活動に伴う避難準備・高齢者等避難開始についてお知らせします。
- ・本日、気象庁から噴火警報が発表され、噴火警戒レベルが[]から[]に引き上げられました。
- ・このため、[対象範囲]に<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>を発令しました。 [対象範囲]の住民の皆さんは、いつでも避難できるよう避難準備を進めてください。
- ・避難行動要支援者の皆さんは、[避難所名]に避難を開始してください。
- ・来島者の皆さんは、島外への退避をお願いします。
- ・避難の準備として、避難場所の確認、非常用持ち出し品の確保、家族との連絡先の確認など を行ってください。
- ・避難支援者の方は、避難の支援をお願いします。
- ・避難対象地域以外でも、町の広報や報道機関などによる火山活動の状況や火山情報に注意し、 身の安全に心がけてください。
- This is an announcement from the Oshima Town Office.
- · We will announce the state of volcanic activity at Oshima-volcano.
- Today, the Japan Meteorological Agency announced a volcanic warning and the volcanic alert level was raised from [] to [] so, the Town Office issued <u>"evacuation preparation"</u> and "evacuation of elderly and others that need assistance".
- Residents of [target area] should proceed evacuation preparation so that you can evacuate at any time.
- For people requiring special help, please start evacuating to [evacuation shelter name].
- · Visitors should evacuate from Oshima Island.
- As preparation for evacuation, please confirm the evacuation shelter, secure emergency items to take, and confirm the contact details of family members.
- For evacuation supporters, please start supporting evacuation.
- Those people outside the selected evacuation area, as well, should pay attention to volcanic information issued by the Japan Meteorological Agency, and secure your own safety and security.

資料第7 広報文例 表示板等例

1 広報文例

(3) 高齢者等避難

- こちらは防災おおしまです。
- ・町役場から火山活動に伴う高齢者等避難についてお知らせします。
- ・本日、気象庁から噴火警報が発表され、噴火警戒レベルが[]から[]に引き上げられました。

附-25

- ・このため、[対象範囲]に高齢者等避難を発令しました。
- [対象範囲]の住民の皆さんは、いつでも避難できるよう避難準備を進めてください。
- ・避難行動要支援者の皆さんは、[避難所名]に避難を開始してください。
- ・来島者の皆さんは、島外への退避をお願いします。
- ・避難の準備として、避難場所の確認、非常用持ち出し品の確保、家族との連絡先の確認など を行ってください。
- ・避難支援者の方は、避難の支援をお願いします。
- ・避難対象地域以外でも、町の広報や報道機関などによる火山活動の状況や火山情報に注意し 身の安全に心がけてください。
- This is an announcement from the Oshima Town Office.
- We will announce the state of volcanic activity at Oshima-volcano.
- Today, the Japan Meteorological Agency announced a volcanic warning and the volcanic alert level was raised from [] to [] so, the Town Office issued "evacuation of elderly and others that need assistance".
- Residents of [target area] should proceed evacuation preparation so that you can evacuate at any time.
- For people requiring special help, please start evacuating to [evacuation shelter name].
- · Visitors should evacuate from Oshima Island.
- As preparation for evacuation, please confirm the evacuation shelter, secure emergency items to take, and confirm the contact details of family members.
- For evacuation supporters, please start supporting evacuation.
- Those people outside the selected evacuation area, as well, should pay attention to volcanic information issued by the Japan Meteorological Agency, and secure your own safety and security.

修正前(令和2年10月) 附-26 修正後(令和5年9月)

1 広報文例

(4)島内避難

- こちらは防災おおしまです。
- ・町役場から火山活動に伴う「避難勧告/指示]についてお知らせします。
- ・本日、気象庁から噴火警報が発表され、噴火警戒レベルが[]から[]に引き上げられました。
- ・このため、[対象範囲]に[避難勧告/指示]を発令しました。
- ・[対象範囲]の住民の皆さんは、自主防災組織の班ごとに集合し、徒歩で[避難場所の名 称]に避難してください。
- ・[避難場所の名称]から、バスで[避難先]に避難を行います。
- ・避難にあたっては、原則として自動車の使用を禁止します。
- ・避難に際しては、町、警察、消防、自主防災組織の役員等の指示に従ってください。
- ・避難対象地域以外でも、町の広報や報道機関などによる火山活動の状況や火山情報に注意し、 身の安全に心がけてください。
- This is an announcement from the Oshima Town Office.
- · We will announce the state of volcanic activity at Oshima-volcano.
- Today, the Japan Meteorological Agency announced a volcanic warning and the volcanic alert level was raised from [] to [], so Town Office issued "evacuation recommendation/order" to [target area].
- Residents of [target area] should gather at their group of independent anti-disaster organization and evacuate to [evacuation site name] on foot.
- · We will evacuate to [designated evacuation site name] by the Oshima Town bus.
- It is prohibited to use automobile for evacuation.
- When evacuating, please follow the instruction of the town, police, firefighters, officials of independent anti-disaster organization etc.
- Those people outside the selected evacuation area, as well, should pay attention to volcanic warning issued by the Japan Meteorological Agency, and secure your own safety and security.

広報文例

(4) 島内避難

- ・こちらは防災おおしまです。
- ・町役場から火山活動に伴う[避難指示]についてお知らせします。
- ・本日、気象庁から噴火警報が発表され、噴火警戒レベルが[]から[]に引き上げられました。

附-26

- ・このため、[対象範囲]に[避難指示]を発令しました。
- ・[対象範囲]の住民の皆さんは、自主防災組織の班ごとに集合し、徒歩で[避難場所の名 称]に避難してください。
- ・[避難場所の名称]から、バスで[避難先]に避難を行います。
- ・避難にあたっては、原則として自動車の使用を禁止します。
- ・避難に際しては、町、警察、消防、自主防災組織の役員等の指示に従ってください。
- ・避難対象地域以外でも、町の広報や報道機関などによる火山活動の状況や火山情報に注意し、 身の安全に心がけてください。
- This is an announcement from the Oshima Town Office.
- We will announce the state of volcanic activity at Oshima-volcano.
- Today, the Japan Meteorological Agency announced a volcanic warning and the volcanic alert level was raised from [] to [], so Town Office issued "evacuation order" to [target area].
- Residents of [target area] should gather at their group of independent anti-disaster organization and evacuate to [evacuation site name] on foot.
- We will evacuate to [designated evacuation site name] by the Oshima Town bus.
- It is prohibited to use automobile for evacuation.
- When evacuating, please follow the instruction of the town, police, firefighters, officials of independent anti-disaster organization etc.
- Those people outside the selected evacuation area, as well, should pay attention to volcanic warning issued by the Japan Meteorological Agency, and secure your own safety and security.

資料第8 火山防災に関する情報

1 気象庁が発表する情報

(1) 噴火警報・予報

噴火警報・予報は、噴火災害軽減のため、全国の活火山を対象として、観測・監視・評価の結果に基づき発表されている。

修正前(令和2年10月) 附-33

噴火警報は、生命に危険を及ぼす火山現象(大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流など、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象)の発生やその拡大が予想される場合に「警戒が必要な範囲」(生命に危険を及ぼす範囲)を明示して発表される。「警戒が必要な範囲」が火口周辺に限られる場合は「噴火警報(火口周辺)」(または「火口周辺警報」)、「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合は「噴火警報(居住地域)」(または「噴火警報」)として発表され、海底火山については「噴火警報(周辺海域)」として発表される。

これらの噴火警報は、報道機関、都道府県などの関係機関に通知されるとともに直ちに住民等に周知される。<u>噴火警報を解除する場合等には、</u>「噴火予報」が発表される。なお、「噴火警報(居住地域)」は、特別警報に位置付けられている。

(2) 噴火警戒レベル

噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を、「避難」「<u>避難準備</u>」「入山規制」「火口周辺規制」「活火山であることに留意」のキーワードを付して5段階に区分した指標である。火山防災協議会での共同検討の結果、火山活動の状況に応じた避難開始時期・避難対象地域が設定され、噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」が市町村・都道府県の「地域防災計画」に定められた火山で、噴火警戒レベルは運用が開始(導入)される。

噴火警戒レベルが運用されている火山では、火山防災協議会で合意された<u>避難計画等</u>に基づき、気象庁は、「警戒が必要な範囲」を明示し、噴火警戒レベルを付して噴火警報・予報を発表し、市町村等の防災機関は、入山規制や避難勧告等の防災対応をとる。

.00.	A 160		1.201.64	C 17		提明	
標別	名称	対象範囲	レベルとキー	-2-1	火山活動の状況	住民等の行動	登出者・人山者への対応
特別警報	噴火警報 (居住地域)	居住地域	(mas 8) 避難		層性地域に重大な被害 を及ぼす環火が発生。あ るいは特遣している状態 にある。	危険な居住地域から の避難等が必要(状 沢に応じて対象地域 や方法等を判断)。	
	又は「噴火警報	それより	>×∞ ⑤ 避難準備		居住地域に重大な被害 を及ぼす頃人が発生する と予想される(可能性が 高まってきている)。	警戒が必要な居住地 域での避難の準備。 美配席者の避難等が 必要(状況に応じて 対象地域を判断)。	
警報	噴火警報 (火口周辺)	火口から 居住地域 近くまで	入山規制	am a	居住地域の近くまで重大な 影響を及びす (この前側に 入った場合には生命に危険 が及ぶ) 噴火が発生、ある いは発生すると予想される。	通常の生活(今後の 火山活動の指移に注 差。入山城制)。 伏に応じて亜起慮者 の遊難準備等。	登山禁止・人山雅 制等、危険な地域 への立入 規制等 (状況に応じて撥制 範囲を判断)。
	又は 火口周辺管権	火口周辺	火口周辺 規制	DANK OF THE PARTY	火口樹辺に影響を及ぼす (この動態に入った場合 には生命に危険が及ぶ) 噴火が発生、あるいは発 生すると予想される。		火口房辺への立入 規制等(伏沢に応 じて火口房辺の規 制能囲を判断)。
予報	噴火予報	火口内等	たっとに留意	31	火山活動は静植。 火山活動の状態によって、 火口内で火山灰の噴出等が 見られるこの範囲に入った 場合には生命に発験が汲が。	通常の生活。	特になし(状況に 応じて火口内への 立入提領等)。

(出典:気象庁ホームページ)

資料第8 火山防災に関する情報

1 気象庁が発表する情報

(1) 噴火警報・予報

噴火警報・予報は、噴火災害軽減のため、全国の活火山を対象として、観測・監視・評価の結果に基づき発表されている。

噴火警報は、噴火に伴って、生命に危険を及ぼす火山現象(大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流など、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象)の発生やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に「警戒が必要な範囲」(生命に危険を及ぼす範囲)を明示して発表される。「警戒が必要な範囲」が火口周辺に限られる場合は「噴火警報(火口周辺)」(または「火口周辺警報」)、「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合は「噴火警報(居住地域)」(または「噴火警報」)として発表され、海底火山については「噴火警報(周辺海域)」として発表される。

これらの噴火警報は、報道機関、都道府県などの関係機関に通知されるとともに直ちに住民等に周知される。 火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合には「噴火予報」が発表される。 なお、「噴火警報(居住地域)」は、特別警報に位置付けられている。

(2) 噴火警戒レベル

噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を、「避難」「高齢者等避難」「入山規制」「火口周辺規制」「活火山であることに留意」のキーワードを付して5段階に区分した指標である。火山防災協議会での共同検討の結果、火山活動の状況に応じた避難開始時期・避難対象地域が設定され、噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」が市町村・都道府県の「地域防災計画」に定められた火山で、噴火警戒レベルは運用が開始(導入)される。

噴火警戒レベルが運用されている火山では、火山防災協議会で合意された<mark>避難開始時期・避難対象地域の設定</mark>に基づき、気象庁は、「警戒が必要な範囲」を明示し、噴火警戒レベルを付して噴火警報・予報を発表し、市町村等の防災機関は、入山規制や<mark>避難指示</mark>等の防災対応をとる。

Sal	-	1012012011	1000	ESCHOOL AND IN	DATE OF THE STREET		説明	
種別	名称	対象範囲	順火	言戒レヘル	とキーワード	火山活動の状況	住民等の行動	登山者・入山者への対応
特別警報	噴火警報	居住地域及び	レベル	避難		居住地域に重大な検害 を及ぼす噴火が発生。あ るいは切譲している状態 にある。	危険な居住地域から の避難等が必要 (依 逆に応じて対象地域 や方法等を判断)。	
	又は 環火管報	それより	レベル 4	高齢者等 避難		居住地域に重大な検客 を及ぼす境火が発生する と予想される (可能性が 奔来ってきている)。	登成が必要な居住地域 での高齢者等の選配機 者の避難。住民の避難 の準備等が必要(状況 (こ応じて対象地域を利 新)。	
警報	噴火警報 (火口周辺)	火口から 居住地域 近くまで	レベル	入山規制		原住地域の近くまで重大な 影響を及ばす (この範囲に 入った場合には生命に危険 が及ぶ) 噴火が発生、ある いば発生すると予節される。	通常の生活(今後の 火山活動の維神に注 意、入山規制)。状 況に応じて高齢者等 の要配慮者の避難の 準備等。	登山禁止・入山規 制等、危機な地域 への立入規制等 (状況に応じて規制 範囲を判断)。
	又は 火口周辺警報	火口間辺	レベル 2	火口周辺 規制		火口南辺に影響を及ぼす (この範囲に入った場合 には生命に危険が及ぶ) 噴火が発生。あるいは発 生すると予想される。	通常の生活。 (状況 に応じて火山活動に	火口周辺への立入 規制等 (状況に応 じて火口周辺の規 制砲囲を判断)。
予報	噴火予報	火口内等	レベル	活火山で あること に留意	30	火山活動は群種。 火山活動の状態によって、 火口内で火山圧の噴出等が 見られる(この範囲に入った 場合には生命に危険が及ぶ)。	関する情報収集、避 報手級の破跡、助災 旅授への参加等〉。	特になし (状況に 応じて火口内への 立入規制等)。

(出典:気象庁ホームページ)

修正前(令和2年10月) 附-34

(3) 噴火速報

噴火速報は、登山者や周辺住民に噴火の発生をいち早く知らせ、直ちに身を守る行動をとることを促す ための情報。以下の場合に発表する。

- ① 噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合
- ② 噴火警報が発表されている常時観測火山 (※1) において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合 (※2)
- ③ このほか、社会的に影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合 ※ 1 気象庁が火山活動を24時間体制で常時観測・監視している火山であり、伊豆諸の火山では、伊 豆大島、新島、神津島、三宅島、八丈島、青ヶ島が該当する。

※ 2 噴火の規模が確認できない場合は発表する。

噴火の発生の確認にあたっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係 機関からの通報等も活用する。

また、噴火速報の発表の有無に関わらず、噴火が発生した場合は、その状況を「火山の状況に関する解説情報」で速やかにお知らせする。なお、普段から噴火している火山において、普段と同じ規模の噴火が発生した場合は、同情報によりその状況を定期的にお知らせする。

なお、噴火速報は、気象庁ホームページのほか、テレビやラジオ、携帯端末で知ることが出来る。

<噴火速報の情報の例>

火山名 〇〇山 噴火速報

令和△△年△△月△△日△△時△△分 気象庁地震火山部発表

** (見出し) **

<○○山で噴火が発生>

(本文)

○○山で、令和△△年△△月△△日△△時△△分頃、噴火が発生しました。

(4) 降灰予報

降灰予報は、噴火後に、どこに、どれだけの量の火山灰が降るかについて、火山活動<u>か</u>活発化した場合に定期的に発表される「降灰予報(定時)」、噴火後すぐ降り始める火山灰や小さな噴石への対応行動をとれるようにするために発表される「降灰予報(速報)」、火山から離れた地域も含め降灰量に応じた適切な対応行動をとれるようにするために発表される「降灰予報(詳細)」の3種類が発表される。

≪情報発表の流れ≫

- ① 降灰予報 (定時)
- ・噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的 (3時間毎)に発表される。
- ・18時間先(3時間区切り)までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲が提供される。
- ② 降灰予報 (速報)
 - ・噴火の発生を通報する「噴火に関する火山観測報」を受けて発表される。
 - ・降灰予報(定時)を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が 予測された場合に発表される。
 - ・降灰予報(定時)が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表される。
 - ・事前計算された降灰予報結果**から適切なものを抽出することで、噴火後速やかに(5~10分程度で)発表される。
 - ・噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲が提供される。
 - ※降灰予測計算には時間がかかるため、噴火発生後に計算を開始したのでは、噴火後すぐに降り始める火山灰や小さな噴石への対応に間に合わない。そこであらかじめ、噴火時刻や噴火規模(噴煙高)について複数のパターンで降灰予測計算を行い、計算結果を蓄積しておく。

修正後(令和5年9月) 附-34

(3) 噴火速報

噴火速報は、登山者や周辺住民に噴火の発生をいち早く知らせ、直ちに身を守る行動をとることを促すための情報。以下の場合に発表する。

- ① 噴火警報が発表されていない常時観測火山 (※1) において、噴火が発生した場合
- ② 噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合(※2)
- ③ このほか、社会的に影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合 ※ 1 気象庁が火山活動を24時間体制で常時観測・監視している火山であり、伊豆諸島の火山では、 伊豆大島、新島、神津島、三宅島、八丈島、青ヶ島が該当する。

※ 2 噴火の規模が確認できない場合は発表する。

噴火の発生の確認にあたっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係 機関からの通報等も活用する。

また、噴火速報の発表の有無に関わらず、噴火が発生した場合は、その状況を「火山の状況に関する解説情報」で速やかにお知らせする。なお、普段から噴火している火山において、普段と同じ規模の噴火が発生した場合は、同情報によりその状況を定期的にお知らせする。

なお、噴火速報は、気象庁ホームページのほか、テレビやラジオ、携帯端末で知ることが出来る。

<噴火速報の情報の例>

火山名 〇〇山 噴火凍報

令和△△年△△月△△日△△時△△分 気象庁地震火山部発表

** (見出し) **

<○○山で噴火が発生>

(本文)

○○山で、令和△△年△△月△△日△△時△△分頃、噴火が発生しました。

(4) 降灰予報

降灰予報は、噴火後に、どこに、どれだけの量の火山灰が降るかについて、火山活動が活発化した場合に定期的に発表される「降灰予報(定時)」、噴火後すぐ降り始める火山灰や小さな噴石への対応行動をとれるようにするために発表される「降灰予報(速報)」、火山から離れた地域も含め降灰量に応じた適切な対応行動をとれるようにするために発表される「降灰予報(詳細)」の3種類が発表される。

≪情報発表の流れ≫

- ① 降灰予報 (定時)
 - ・噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的 (3時間毎)に発表される。
 - ・18時間先(3時間区切り)までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲が提供される。
- ② 降灰予報 (速報)
 - ・噴火の発生を通報する「噴火に関する火山観測報」を受けて発表される。
 - ・降灰予報(定時)を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が 予測された場合に発表される。
 - ・降灰予報(定時)が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表される。
 - ・事前計算された降灰予報結果*から適切なものを抽出することで、噴火後速やかに($5\sim10$ 分程度で)発表される。
 - ・噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲が提供される。
 - ※降灰予測計算には時間がかかるため、噴火発生後に計算を開始したのでは、噴火後すぐに降り始める火山灰や小さな噴石への対応に間に合わない。そこであらかじめ、噴火時刻や噴火規模(噴煙高)について複数のパターンで降灰予測計算を行い、計算結果を蓄積しておく。

	修正前(令和2年10月) 附-37			修正後(令和5年9月) 附-37
)その他の情報等		(6	6) その他の情報等	
情報名	概 要		情報名	概 要
	噴火警戒レベルの引き上げ基準に現状達していないが、噴火警戒レベルを引き上げる可能性があると判断した場合、または判断に迷う場合に、「火山の状況に関する解説情報(臨時)」 <u>を</u> 発表 <u>する</u> 。また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低いが、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合には、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。 写真や図表を用いて、火山の活動の状況や <u>警戒事項について、定期的または必要に応じて臨時に解説する</u> 資料		火山の状況に 関する解説情報 火山活動解説資料	噴火警戒レベルの引き上げ基準に現状達していないが、噴火警戒レベルを 引き上げる可能性があると判断した場合、または判断に迷う場合に、「火山 の状況に関する解説情報(臨時)」が発表される。 また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低いが、火山活動 に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場 合には、「火山の状況に関する解説情報」が適時発表される。 写真や図表等を用いて、火山の活動の状況や警戒事項等について、解説する ため、随時及び定期的に公表される資料
月間火山概況	前月1ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめた資料		月間火山概況	前月1ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめた資料
地震・火山月報 (防災編)	月ごとの地震·火山に関連した各種防災情報や地震·火山活動に関する分析 結果をまとめた資料		地震・火山月報 (防災編)	月ごとの地震・火山に関連した各種防災情報や地震・火山活動に関する分析 結果をまとめた資料
噴火に関する 火山観測報	噴火(ごく小規模なものは除く。)が発生したときに、発生時刻や噴煙高度 等を知らせる情報。おおむね30分以上、連続的に継続している噴火につい て、その状態が継続している場合には「連続噴火継続」、停止した場合には 「連続噴火停止」と知らせる。		噴火に関する 火山観測報	噴火が発生したことや、噴火に関する情報 (噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火を伴って観測された火山現象等) を噴火後直ちに知らせる情報。
火山現象に 関する海上警報	<u>火山現象に関する海上警報は、</u> 噴火の影響が海上や沿岸に及ぶ恐れがある場合に発表される。 緯度・経度と範囲を指定し、付近を航行する船舶に対して警戒が呼びかけられる。		火山現象に 関する海上警報	噴火の影響が海上や沿岸に及ぶ恐れがある場合に発表される。 緯度・経度と範囲を指定し、付近を航行する船舶に対して警戒が呼びかけられる。
航空路火山灰情報	航空機のための火山灰情報として、航空路火山灰情報が提供されている。 火山灰は、航空機のエンジンに吸い込まれるとエンジンが停止したり、操縦 席の風防ガラスに衝突すると擦りガラス状になり視界が利かなくなった り、飛行場に堆積すると離着陸できなくなるなど、火山灰による被害は多岐 にわたる。 このような被害を回避するため、火山灰の分布や拡散予測を含む航空路火 山灰情報 (VAA) の提供を行う航空路火山灰情報センター (VAAC) を世界 9 か所に設置することになり、日本においては、気象庁が東京VAACとして、民 間航空会社、航空関係機関、気象監視局、他のVAACにVAAを提供している。		航空路火山灰情報	噴火による火山灰が航空機の運航に与える影響を回避するために発表する 航空路上の火山灰情報(火山灰の分布や拡散予測, VAA)。 予報期間は最大で18時間。気象庁が、東アジアおよび北西太平洋地域を担当 する航空路火山灰情報センター(東京VAAC)として、民間航空会社、航空関 係機関、気象監視局にVAAを提供している。東京VAACは東アジア・北西太平 洋及び北極圏の一部に対する監視と情報提供を担当している。

伊豆大島火山避難計画 新旧対照表 修正前(令和2年10月) 附-38 修正後(令和5年9月) 附-38 2 国土交通省が発表する情報 2 国土交通省が発表する情報 (1) 土砂災害緊急情報 (1) 土砂災害緊急情報 噴火によって山腹斜面に火山灰や火砕流堆積物が堆積すると、少量の雨でも十石流が発生することがあ 噴火によって山腹斜面に火山灰や火砕流堆積物が堆積すると、少量の雨でも土石流が発生することがあ 土砂災害緊急情報は、こうした火山噴火に起因する土石流による重大な土砂災害が急迫している場合 土砂災害緊急情報は、こうした火山噴火に起因する土石流による重大な土砂災害が急迫している場合 に、国土交通省が土砂災害防止法に基づく緊急的な調査を行い、被害の想定される区域と時期に関して、 に、国土交通省が土砂災害防止法に基づく緊急的な調査を行い、被害の想定される区域と時期に関して、 関係地方公共団体の長に通知するとともに、一般に周知する情報である。 関係地方公共団体の長に通知するとともに、一般に周知する情報である。 市町村は、土砂災害緊急情報に基づいて、<mark>避難指示</mark>等の防災情報を発表する。市町村の指示に従って規 市町村は、土砂災害緊急情報に基づいて、避難勧告等の防災情報を発表する。市町村の指示に従って規 制された範囲から避難する必要がある。 制された範囲から避難する必要がある。 3 市町村等が発表する情報 3 市町村等が発表する情報 (1)避難準備·高齢者等避難開始 (1) 高齢者等避難 避難準備・高齢者等避難開始は、市町村長が、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退 高齢者等避難は、市町村長が、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退き きを準備してもらうために発表する情報である。居住者等は、非常用持ち出し品などを用意するなど、避 を準備してもらうために発表する情報である。 要配慮者等、避難に時間を要する人たちは、高齢者等避難が発令された段階で、避難を始めることにな 要配慮者等、避難に時間を要する人たちは、避難準備・高齢者等避難開始が発令された段階で、避難を る。 また、居住者等は、非常用持出品などを用意するなど、避難準備や、自主的な避難を行う。 始めることになる。 (2)避難勧告、避難指示(緊急) (2) 避難指示 避難勧告および避難指示(緊急)は、市町村長が、災害対策基本法第60条に基づいて、災害が発生する **避難指示**は、市町村長が、災害対策基本法第60条に基づいて、災害が発生するおそれがある場合等にお おそれがある場合等において発令するものである。 いて発令するものである。 避難勧告は、危険が迫り避難が必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを促すもので 避難指示は、避難が必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して、避難のための立退きを指示す ある。避難指示(緊急)は、より危険が切迫している場合、避難が必要と認める地域の居住者等に対して、 るものである。また、避難のための立退きを行うことがかえって危険であり、かつ、事態に照らし緊急を 避難のための立退きを指示するものである。また、避難のための立退きを行うことがかえって危険な場合 要する場合には、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での退避等、緊 には、屋内での安全の確保を行うことが指示されることもある。 急に安全を確保することが指示されることもある。 修正前(令和2年10月) 附-41 修正後(令和5年9月) 附-41 資料第9 火山用語 資料第9 火山用語 【た】 【た】 テフラ テフラ 火山噴火によって大気中に噴出され、地表に堆積した降下火山砕屑物の総称。 火山噴火によって大気中に噴出された火山砕屑物の総称。 修正前(令和2年10月) 附-44 修正後(令和5年9月) 附-44 (参考) (参考)

- ・火山防災マップ作成指針(内閣府等,平成25年3月)
- ·火山噴火災害危険区域予測図作成指針(国土庁,平成4年)
- ・火山活動解説資料 (web版)「火山」の用語に関する解説 (気象庁)
- ・地震及び火山噴火予知のための観測研究計画(文部科学省、平成23年度年次報告)
- ・伊豆諸島における火山噴火の特質等に関する調査・研究報告書(東京都防災会議、平成2年5月)
- ·東京都地域防災計画,火山編(東京都防災会議,平成30年修正)
- ・地学事典, 新版(地学団体研究会編, 平成8年10月, 平凡社)
- ・ブリタニカ国際大百科事典、小項目電子辞書版(ブリタニカジャパン株式会社、平成27年)

- ・火山防災マップ作成指針(内閣府等,平成25年3月)
- ·火山噴火災害危険区域予測図作成指針(国土庁,平成4年)
- ・気象庁が噴火警報等で用いる用語集(気象庁)
- ・地震及び火山噴火予知のための観測研究計画(文部科学省,平成23年度年次報告)
- ・伊豆諸島における火山噴火の特質等に関する調査・研究報告書(東京都防災会議、平成2年5月)
- ·東京都地域防災計画,火山編(東京都防災会議,平成30年修正)
- ・地学事典,新版(地学団体研究会編,平成8年10月,平凡社)
- ・ブリタニカ国際大百科事典、小項目電子辞書版(ブリタニカジャパン株式会社、平成27年)

44